

# 令和2年度事後評価実施結果報告書

(法務省2-(7))

施策名	国と地方公共団体が連携した取組の実施 (政策体系上の位置付け： - 4 - (1))					
施策の概要	国及び地方公共団体が連携した地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するとともに、その成果に基づく取組の展開を図る。					
達成すべき目標	地域再犯防止推進モデル事業 <sup>1)</sup> (以下「モデル事業」という。)を通じて、都道府県における地域のネットワークの構築や地方再犯防止推進計画 <sup>2)</sup> の策定の推進を図ることにより、犯罪をした者等を地域で支援するための体制を構築する。					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	140,500	281,287	166,840	35,922
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	140,500	281,287	166,840	
執行額(千円)	120,695	265,900	161,175			
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定) 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第5条 <sup>3)</sup> 再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定) <sup>4)</sup> 再犯防止推進計画加速化プラン(令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定) <sup>5)</sup>					

測定指標	令和2年度目標値					達成
1 地方再犯防止推進計画を策定している都道府県の数	23					達成
	基準値	実績値				
	年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-	-	-	14	31	42

測定指標	令和2年度目標値					達成
2 モデル事業を実施している都道府県の数	27					達成
	基準値	実績値				
	年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-	-	-	22	27	27

測定指標	令和2年度目標値					達成
3 モデル事業を実施している都道府県との協議の回数	28					達成
	基準値	実績値				
	年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	-	-	-	23	28	55

評価結果	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1, 2及び3は, 達成すべき目標に照らし, 全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標については, 全ての実績値が目標値を達成したことから, 本施策は「目標達成」と判断した。</p>
	<p>施策の分析</p>
	<p>(測定指標の目標達成度の補足)</p> <p>【測定指標1】</p> <p>地方再犯防止推進計画を策定している都道府県数は, 令和元年度時点で31団体と, この時点で目標値を達成しており, 令和2年度では42団体と, 毎年, 増加を続けていることから, 目標を達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>モデル事業の委託決定を受けた都道府県数は, 平成30年度では22団体, 令和元年度では5団体である。委託決定を受けたこれら27の全ての団体において, 令和2年度末まで事業が継続して実施されていることから, 目標を達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標3】</p> <p>平成30年度から令和2年度にかけて, 毎年, モデル事業の委託決定を受けた都道府県等に対し, 事業の実施状況や今後の計画に関するヒアリング等を実施したほか, 令和2年度においては, 事業の終了年度でもあることから, 成果報告に関するヒアリングも実施した。</p> <p>また, 平成30年度から, 毎年, 都道府県を対象とした再犯防止に関する会議を実施しており, 同会議の場も通じて, 地方公共団体における再犯防止の取組の在り方について協議等を行っている。</p> <p>これらの協議について, 令和2年度においては55回と, 目標の約2倍の回数の協議を実施することができたことから, 目標を達成したと評価できる。</p> <p>(達成手段の有効性, 効率性等)</p> <p>【測定指標1・2・3関係】</p> <p>達成手段の「地域再犯防止推進モデル事業」により, 27の都道府県を含む計36の地方公共団体において, 国と地方公共団体の連携による地域の実情に応じた再犯防止の取組が実施され, その結果, 高齢者や障害のある者への支援や薬物依存症者への支援など, 具体的な取組を創出することができた。</p> <p>再犯防止施策は, 多くの地方公共団体にとって, 平成28年12月の再犯防止推進法の施行によって新たに取り組むこととされたものであり, 同法施行以前は, 地方公共団体としてどのような取組を進めていくのかについてのノウハウ等が乏しい状況にあった。</p>

本事業を通じて、地方公共団体における再犯防止施策に係る具体的な取組が創出されたことにより、これを踏まえた地方再犯防止推進計画の検討及び策定が促進されたことが認められる。

以上のことから、本事業は、犯罪をした者等を地域で支援するための体制の構築に寄与したものと見える。

また、当初予算の範囲内で目標を達成できており、地方公共団体と適切に調整しながら執行額を抑えつつ、上記のような成果を創出するなど、適切に事業を実施できたと評価できる。

#### 次期目標等への反映の方向性

##### 【施策】

モデル事業で成果のあった取組を広く全国の地方公共団体に紹介するなどの取組を通じて、引き続き地方公共団体による再犯防止に関する取組の一層の促進を図る。

また、モデル事業を通じて地方公共団体における具体的な再犯防止の取組が創出されたことに加え、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン<sup>6</sup>」（令和2年3月27日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）において、再犯防止が重点分野の1つとして掲げられ、国又は地方公共団体において成果連動型民間委託契約方式<sup>7</sup>（以下「PFS」という。）の普及促進を強力に推し進めることとされたことを踏まえ、国又は地方公共団体における再犯防止の取組がより効果的に実施されるよう再犯防止分野におけるPFS（PFSの一類型であるソーシャル・インパクト・ボンド<sup>8</sup>（以下「SIB」という。）を含む。）の普及を推進し、再犯防止対策の更なる充実を図る。

なお、法務省においては、令和3年度からSIBを活用した再犯防止事業を新たに実施することとしており、当該事業の実施状況も踏まえながら、地方公共団体等における再犯防止分野のPFS/SIBの活用を促進することとしている。

##### 【測定指標1】

モデル事業の成果を踏まえるなどし、都道府県のみならず、政令指定都市や県庁所在地などの主要な都市を始めとした市区町村単位で再犯防止の取組を普及させるべく、「地方再犯防止推進計画を策定している都道府県の数」でなく、「地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数」を測定指標とする。

##### 【測定指標2・3】

測定指標2及び3については、モデル事業の実施に関する測定指標であり、令和2年度をもって本事業は終了したところ、今後は、法務省として、本事業を通じて得られた成果を他の地方公共団体にも共有し、地方再犯防止推進計画の策定の更なる促進及び同計画に基づく地方での再犯防止施策の促進等に取り組む必要があるため、「地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数」を指標として設定する。

また、再犯防止分野におけるPFS/SIBの普及を推進するため、PFS/SIB事業実施のための手引きを作成する等を含めた「再犯防止分野におけるPFS/SIB事業の進捗状況」を新たな測定指標として設定する。

学識経験を有する者の知見の活用

1 実施時期

令和3年7月15日

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策 関係番号1のとおり

	〔反映内容〕 なし
--	--------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	評価の過程で使用した資料等 大臣官房秘書課企画再犯防止推進室において、地方再犯防止推進計画の策定状況に関する調査を実施するとともに地域再犯防止推進モデル事業の実施状況（別添）を取りまとめた。
---------------------------	--

備考	【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。
----	--

担当部局名	大臣官房秘書課企画再犯防止推進室	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------	----------	--------

\*1 地域再犯防止推進モデル事業

国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、一部の地方公共団体において、地域の実態調査と支援策の策定、モデル事業の実施、事業の効果検証といった一連の取組を実施するもの（平成30年度～令和2年度）。

\*2 地方再犯防止推進計画

「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づき、地方公共団体が再犯の防止等に関する施策の推進に関して定めるよう努めることとされている計画である。

\*3 「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2・3・4 （略）

\*4 「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）

平成28年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」第7条に基づき、法務大臣が案を作成し、平成29年12月に閣議決定された平成30年度から令和4年度までを計画期間とする再犯防止の推進に関する計画である。

同計画では、重点課題の一つとして「地方公共団体との連携強化等のための取組」を位置付け、第7-1-(2)イで「地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援」を、第7-1-(2)で「地方再犯防止推進計画の策定等の促進」に関する施策をそれぞれ盛り込んでいる。

\*5 「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）

「再犯防止推進計画」に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき課題に対応した各種取組を加速させるもの。

このプランでは、「地方公共団体との連携強化の推進」を課題の一つとして掲げ、「令和3年末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援する」ことを成果目標とした上で、これを達成するための具体的な取組を盛り込んでいる。

\*6 「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（令和2年3月27日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）

医療・健康、介護、再犯防止の3分野を重点分野として、今後、PFSの普及促進を進めていくに当たっての方針等が盛り込まれた政府方針である。

このプランでは、再犯防止分野において、分野別のPFS事業実施のための手引きの作成、支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の蓄積、事例構築を進めるためのモデル事業の実施に向けた検討などを行っていくこととされている。

\*7 成果連動型民間委託契約方式（P F S）

委託業務の結果に関する成果目標の達成度合いに応じて支払額が変動する契約方式をいう。

\*8 ソーシャル・インパクト・ボンド（S I B）

P F Sの一類型であり、民間事業者が、事業に必要な資金を資金提供者から調達し、事業の成果指標の改善状況と連動して、行政等から受けた対価に応じて償還等を行うもの。

## 北海道再犯防止対策事業の概要について

## ○平成30年度

## 主な取組

- ・平成30年度北海道型再犯防止対策検討調査業務を実施し、北海道の再犯防止対策の実態を次のとおり把握。(再委託先：一般社団法人北海道総合研究調査会)
  - ①犯罪をした人等の支援等に係る実態調査
  - ②道民の再犯防止に対する意識調査
  - ③道内外の先進事例の調査
- ・北海道再犯防止推進会議を組織し、本会議を2回、地域会議を4カ所で各1回開催。

## 主な成果

- ・再犯防止施策推進のための課題を把握
  - <課題>
    - ・犯罪をした人等が必要な住民サービスを享受できるよう、市町村の再犯防止に関する取組等の促進
    - ・支援関係機関（警察、検察、矯正施設、保護観察所、民間支援者など）が連携を強化し、犯罪をした人等が抱える様々な課題などを共有
    - ・犯罪をした人等が地域社会で孤立しないよう、道民の更生支援に対する理解の促進
    - ・北海道再犯防止推進会議本会議を2回、地域会議を4カ所で各1回開催。

## ○令和元年度

## 主な取組

- ・北海道における再犯防止対策促進事業（再委託先：株式会社ピーアールセンター）
  - ①各種メディアを活用した啓発活動
  - ②セミナーや意見交換会等の支援者の知識習得機会の提供と支援者間の連携の醸成

## 主な成果

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| ・テレビ放送           | 推定 81,000 世帯視聴  |
| ・ラジオ放映           | 推定 192,000 人聴取  |
| ・リーフレット          | 40,000 部        |
| ・セミナー及び意見交換会参加者数 | 計 8 回開催、534 人参加 |

## ○令和2年度

## 主な取組

- ・モデル事業の成果を元に、「北海道再犯防止推進計画」の策定に向けた検討
- ・刑事施設出所者が支援窓口等に相談しやすくするための緊急相談カードを作成・配付
- ・北海道再犯防止推進会議本会議を2回、地域会議を4カ所で各1回、専門部会（計画策定のため設置）を3回開催。

## 主な成果

- ・北海道再犯防止推進計画（R3～R7）の策定
- ・カード配付者数 352 人

## 旭川市地域再犯防止推進モデル事業概要

■事業名称 物質使用障害者の立ち直りと回復を地域で支援する事業

■実施体制 取組の大部分を一般社団法人道北地方物質使用障害研究会に再委託

## ■事業スキーム

## ○目的

地域における物質使用障害の支援策として、関係機関・団体等とのネットワークの構築、物質使用障害の当事者支援、物質使用障害者の回復支援に関わる人材育成や普及啓発等の業務の実施し、地域の再犯防止に資する。

## ○期間及びスケジュール

平成30年 9月～平成30年10月 地域の実態調査，事業実施計画の策定  
平成30年11月～令和 2年12月 各取組の実施  
令和 3年 1月～令和 3年 3月 効果検証

## ○取組内容

- ・ 薬物依存者への直接的支援として依存症回復支援セミナーを月2回の頻度で開催（再委託）
- ・ 薬物依存について幅広く啓発するため毎年度フォーラムを開催（再委託）
- ・ 道北地方の物質使用障害者支援についての理解促進，支援に携わる人材の育成のため物質使用障害学習会を開催（再委託）
- ・ 物質使用障害者を支援する者の技能向上のため派遣研修等を実施（再委託）
- ・ 地域の関係機関等が情報共有・情報交換できるネットワークの構築

## ■事業の成果

- ・ 当事者支援や普及啓発，人材育成を目的に開催する会議等について，改善すべき点，改善する手法を客観的に検討することができた。
- ・ 支援者の技能向上のため研修会を開催したほか，専門のインストラクターを講師とする派遣研修に延べ5人を参加させ，人材の育成を図った。
- ・ 物質使用障害に関する地域資源である一般社団法人道北地方物質使用障害研究会（通称ポラ研）について，関係機関・団体からの認知度が向上した。
- ・ 地域の関係機関・団体が情報交換できる機会が増えた。地域の矯正施設と市の連携もスムーズになり，モデル事業終了後も矯正施設を活用した地方創生策について意見交換を継続していく予定である。

## 岩手県地域再犯防止推進モデル事業概要

事業名称：地域再犯防止推進モデル事業

再委託先：社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団（岩手県地域生活定着支援センター）※

※ 1(1)、1(2)を再委託

## 1 事業内容

## (1) 満期釈放予定者の社会復帰支援（出口支援）

満期釈放となる見込みの者のうち、高齢または障がいにより福祉的支援を必要としている者に対して、矯正施設に入所している段階から、出所後の福祉サービス利用等の調整など、円滑な社会復帰のために必要な支援の調整を行う。

## (2) 起訴猶予者等に対する支援（入口支援）

起訴前段階、不起訴処分及び執行猶予となった者のうち、高齢または障がいにより福祉的支援を必要としている者に対して、福祉サービス等につなぐための支援を行う。

## (3) 再犯防止推進に向けたネットワークの構築（協議会の設置）

司法・医療・福祉・行政等の各分野の関係者による、国と地域の関係機関・団体等が連携した支援体制の構築を目指す。

## 2 実施結果

## (1) 満期釈放予定者の社会復帰支援（出口支援）

保護観察所等からの依頼に基づき、満期釈放予定者（特別調整の対象とならなかった者）のうち、高齢または障がいにより福祉的支援を必要としている者に対して、岩手県地域生活定着支援センターが矯正施設入所中から出所後の福祉サービス利用に向けて調整を開始し、円滑に地域社会へ移行できるよう、福祉サービス等につなげるための利用調整を実施した。

・モデル事業による支援件数

11件（令和元年度：6件、令和2年度：5件）

## (2) 起訴猶予者等に対する支援（入口支援）

弁護士、保護観察所等からの依頼に基づき、起訴猶予及び執行猶予となった者のうち、高齢または障がいにより福祉的支援を必要としている者に対して、更生支援計画の作成や、福祉サービス等につなげるための窓口への同行、申請書類の作成支援などの利用調整を実施するとともに、支援開始以降は随時支援対象者の状況を把握し、状況の変化に応じた福祉サービスにつなげるフォローアップ支援を実施した。

・モデル事業による支援件数

28件（令和元年度：22件、令和2年度：6件）

## 3 成果及び課題

司法と福祉の制度の狭間で、支援対象となりづらかった者をモデル事業の対象としたことにより、支援ニーズの把握や、支援事例の積み上げることによる、関係機関との連携体制の構築が図られた。

一方で、触法者であることが福祉的支援への壁とならないよう、障がい特性やリスクマネジメント等について理解が必要であることから、今後、研修会等の機会を捉えて関係者への理解を促進していくことや、支援対象者に対する基本情報の取得方法等について検討が必要と考える。

## 地域再犯防止推進モデル事業概要

事業名称：盛岡市地域再犯防止推進モデル事業

## ・取組内容①：広報・啓発

## ■ 内容

再犯防止の推進に関する取組に対する理解を得ることを目的に、市民向けのフォーラムを開催し、再犯防止に造詣の深い方の基調講演を主体として、様々な支援機関の取組を紹介することとする。

また、福祉事業所に対し、犯罪をした人の新たな居場所又は、就労先として開拓するため、刑事司法機関や更生保護関係団体、地域生活定着支援センターや居場所づくりを先進的に実施されている方を講師として、社会福祉法人・社会福祉事業所向けの研修会を開催し、犯罪をした人の受入先の確保を図る。

## ■ 事業スキーム

平成30年度のフォーラムは、とにかく多くの人に再犯防止事業を知ってもらうことを目的に、タレントによる講演を実施した。また、令和元年度は、より地域における支え手となる住民への意識醸成を目的とし、取材経験豊富なジャーナリストによる講演を実施した。

福祉業界へ就職を希望する者と人材不足の福祉施設とのマッチング及び福祉施設として求められる地域貢献活動の一環として犯罪をした者等が活動できる新たな居場所の創出を目指し、全3回の研修会を実施した。講師として、保護観察官、保護司、刑務官等の専門職を招へいし、制度や実情を聞くことで犯罪をした者等への偏見をなくすことを目指した。

## ・取組内容②：支援体制構築

## ■ 内容

刑事司法機関等の依頼に基づき、犯罪をした人のうち、福祉的支援が必要と思われる人を、市地域福祉課がコーディネーターとなり、適切な支援に繋げる。また、就労場所以外の居場所づくり・関係づくりが本人の更生支援に資すると考えられる対象者について、更生保護関係団体、福祉施設等の民間団体の協力を得ながら、〇〇などの居場所を斡旋し、自立した生活を行える能力を身に着けさせる。

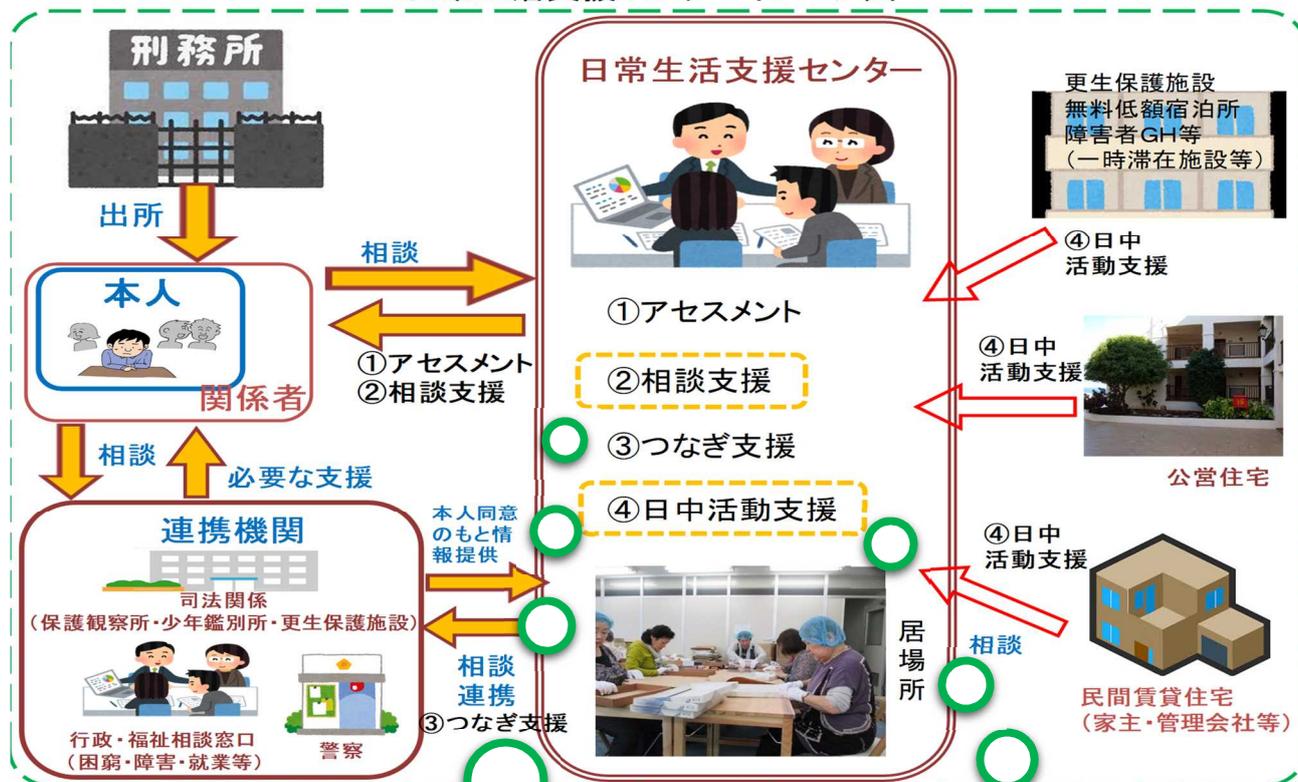
## ■ 事業スキーム

保護観察所からの依頼に基づき、市地域福祉課が本人のニーズを確認しながら、市及び福祉施設等との連携により福祉サービスを提供する。支援を通じて、対象者の情報共有及び県定着支援センターとの業務分担等支援スキームを確立させる。

# 地域再犯防止推進モデル事業

『日常生活支援センター』において住居確保等に関する相談支援と日中の活動の場を提供し再犯防止を推進するもの（再委託先：特定非営利活動法人ワンファミリー仙台）

日常生活支援センターイメージ図



## 相談支援

住居確保等に関する相談窓口を設け関係機関（保護観察所・少年鑑別所等）や行政と連携し必要な支援を行うもの

■対象者

矯正施設出所者等のうち住居確保等に課題をもつ者・その関係者

■開所時間

平日（月・火・木）9:30～15:00

## 日中活動の場の提供

軽作業等の日中活動の場の提供を通じて新たな人間関係の構築を支援し社会参加を促すもの

■対象者

就労等の日中活動に結びついていない者（矯正施設出所者に限らない。）

■作業内容

袋詰め・チラシ折り・清掃・調理など

■開所時間

平日（月・火・木）9:30～15:00

■タイムスケジュール

- 9:30 開所・作業準備・バイタルチェック
- 10:00 午前の作業開始
- 11:00 休憩
- 11:15 作業再開
- 12:00 お昼休憩
- 13:00 体操・午後の作業開始
- 14:00 休憩
- 14:15 作業再開
- 14:45 片付け・掃除ふりかえりシートの記入・クオカード支給
- 15:00 終了

### <成果指標>

成果指標	単位	区分	R1	R2
①住宅確保件数	件	目標	18	21
		実績	13	27
②日中活動に2回以上継続して参加した人数	人	目標	10	20
		実績	16	25

## 事業目的

刑務所出所者等の中には、更生意欲があった場合でも、様々な課題から地域社会になじめず、孤立し再犯に及んでしまう者がいることから、心の居場所も含めた居場所の確保を進めるとともに、県民が更生意欲のある刑務所出所者等を受け入れる意識の醸成を図り、再犯防止を推進する。

## 事業内容

## 1．孤立防止事業

(1) 見守り支援【再委託：受託者 更生保護支援ボランティアふれあいサークル】

矯正施設出所者のうち、身寄りがいない高齢または障害者に対して、各対象者に月1回程度の見守り支援を実施した。

(2) ボランティアの資質向上及び活動の裾野拡大【再委託：受託者 同上】

ボランティアなどの関係団体や一般県民が、罪を犯した人の精神的な支えや孤立防止の意義や、罪を犯した人たちに必要とされている支援について考える再犯防止推進セミナーを開催し、再犯防止に繋がる取組の更なる浸透と推進を図った。

## 2．住居確保事業

(1) 入居を拒まない住宅の登録促進

保護観察対象者を含む住居確保要配慮者の入居を拒まない住宅を増やすため、「住宅セーフティーネット制度」の登録制度等について周知し、登録促進を図った。

(2) 住居相談対応

横手市居住支援協議会、秋田地方検察庁、秋田保護観察所等が連携し、矯正施設出所者等と住居の個別マッチングを図った。

## 3．再犯防止対策の広報啓発事業

(1) 再犯防止啓発ハンドブック等の作成【再委託：受託者 (株)ディーノ】

「秋田県再犯防止推進計画」の紹介や、罪を犯した人の立ち直り支援の必要性や意義等について周知するためのハンドブック及びポスターを制作・配布した。

(2) モデル事業報告会【再委託：受託者 更生保護支援ボランティアふれあいサークル】

県と本事業の再委託先である更生保護支援ボランティアふれあいサークルが、再犯防止推進に向け実施した取組について関係団体や県民に対して報告し、取組への理解と協力の促進を図った。

(3) 駅前街頭活動【再委託：受託者 同上】

再犯防止関連グッズ等(ウェットティッシュ、サークルの活動紹介チラシ、セミナーチラシ)を配布し、1(2)のセミナーへの参加と再犯防止への理解と協力の促進を図った。

※上記の他、秋田県再犯防止推進協議会を開催し、関係機関との連携体制強化を図った。

## 活動指標

分類	活動指標の名称	単位	区分	R1年度	R2年度	特記事項
1(1)	見守り支援対象者数	人	目標	3	8	
			実績	3	4	1月末時点
2(2)	住居確保相談件数	件	目標	1	3	
			実績	1	1	1月末時点
3(2)	モデル事業報告会参加者数	人	目標	—	100	
			実績	—	147	1月末時点

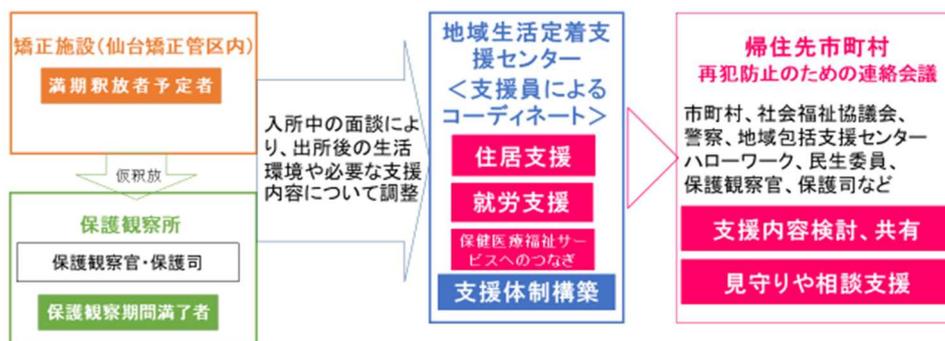
## 地域再犯防止推進モデル事業概要

- 1 満期出所者等社会復帰支援事業（R1. 10. 1～R2. 9. 30）及び再犯防止推進セミナー（R1. 12. 2）  
再委託先：（福）山形県社会福祉事業団（山形県地域生活定着支援センター）

・満期出所者等社会復帰支援

内容：援助員を1名配置し、関係機関等と連携を図り、特別調整とならない満期出所者等に刑務所入所中から就労、住居確保、福祉サービス等のコーディネート及びフォローアップ支援8名に対しコーディネート、県内帰住7名の支援体制構築  
帰住先5市に「再犯防止のための連絡会議」（多機関連携による包括的な支援体制）設置

■事業スキーム



■得られた成果等

満期出所予定者について、入所中から面談を行うことにより、身元引受人や保護司と連携し、必要な住居確保や見守り、医療、生活保護等各種制度等に結び付いた。

県内の帰住市（5市）において、行政、警察、福祉関係者による「再犯防止のための連絡会議」の設置により、地域における見守りや相談支援などきめ細やかな対応を通して、孤立防止、適切な支援につなげる体制ができた。

- ・再犯防止推進セミナー（令和元年12月2日開催）

内容：性犯罪者の再犯防止や入口支援等について理解を深めるセミナー開催

講師：千葉大学特任講師東本愛香氏、山形地方検察庁船山副検事

参加者：保護司、社会福祉施設従事者、医療機関、行政機関等101名参加

■得られた成果等

再犯防止推進セミナーをきっかけとして再犯防止の具体的な支援方法や取組みに関心が高まった。

- 2 薬物依存者社会復帰支援事業（R1. 10. 1～R2. 9. 30）

再委託先：（特非）鶴岡ダルク

内容：専門家によるTCプログラム（認知行動療法）3回及び家族会プログラム4回実施

対象者：鶴岡ダルク入所者20名

■得られた成果等

新型コロナウイルス感染拡大の影響で一部中止したが、1名の就労、自立につながった。

- 3 再犯防止普及啓発（R2. 6～9）

再委託先：山形県更生保護事業者協会

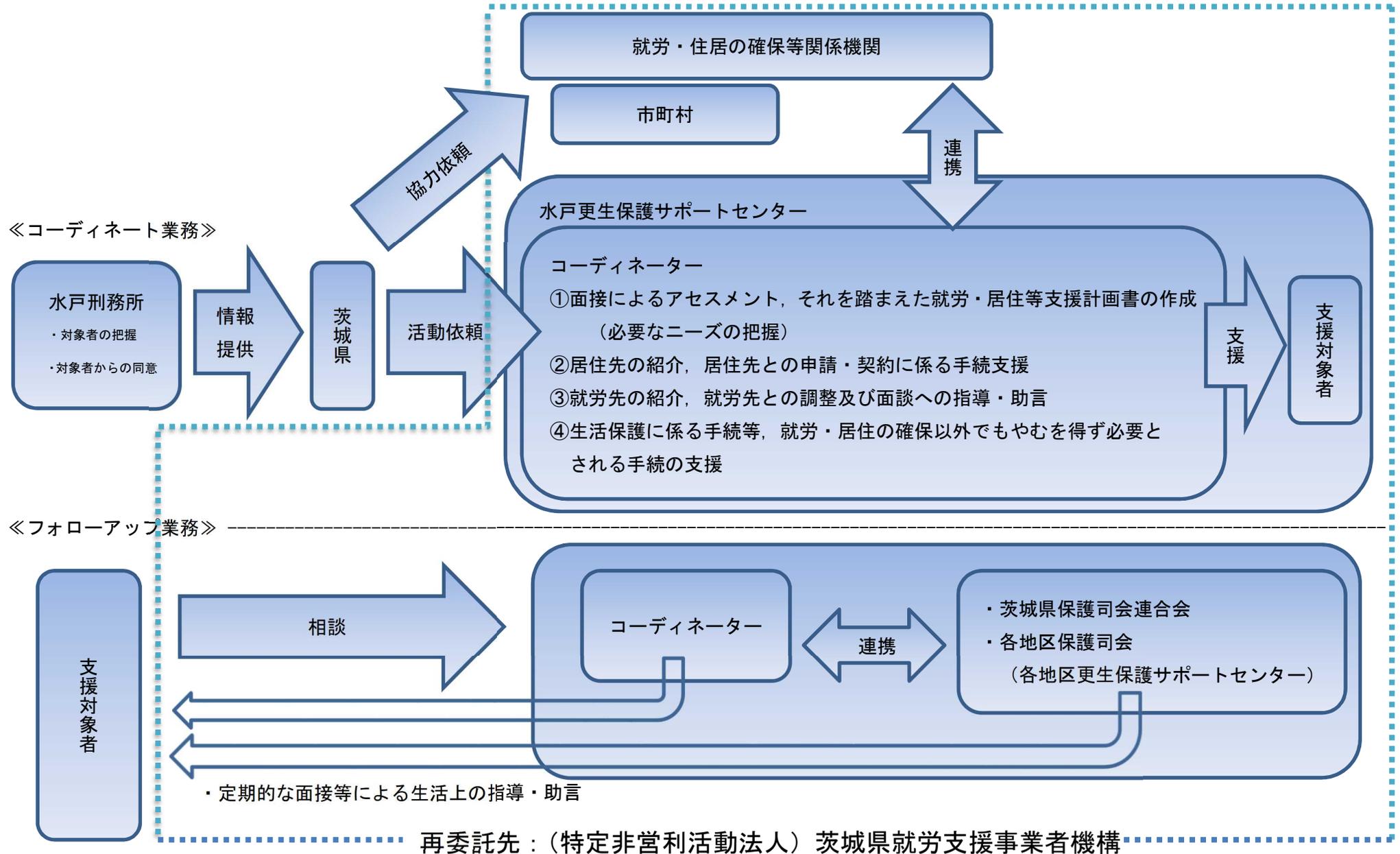
内容：7月の社会を明るくする運動期間中の啓発にあわせ、支援者（協力事業主等）の拡大を図るためパンフレットの作成配布

■得られた成果等

パンフレットを活用し、協力雇用主（事業主）の拡大につながった。

# <茨城県再犯防止モデル事業>

## 更生保護サポートセンターを活用した水戸刑務所満期釈放者への就労・居住に係る支援



## 牛久市地域再犯防止推進モデル事業概要

事業名称：①発達上の課題を有する非行のある少年・少女に対する地域における立ち直り支援事業（少年院における学習支援）  
再委託先：(株)キズキ

### ■ 取組内容

発達上の課題を有する非行のある児童・生徒、保護観察を受けている少年・少女並びに性非行及び性に関する問題行動のあった少年・少女に対する地域における立ち直り支援事業を展開。

市内に所在する少年院の在院者について、その特性やニーズを把握し、学習支援の効率的な実施方法や支援体制を整える。

支援の対象者には、専門性の高い学習支援や指導、特性に合った個々の学習支援を行うことにより、基礎学力等の向上とともに学習のつまずきの解消を図って自己肯定感を高めていくなど、地域住民の学習ボランティア指導員との触れ合いを通し、学習面での自信を取り戻し、再非行防止につながるような社会適応力の伸長を図る。

また、市において自主学習を支援する無料塾の指導員（以下「学習指導員」という。）は、少年院での学習支援を学習支援の専門家とともに行うことにより、対象者の状況や特性に関する知見を深めスキルの向上が期待でき、無料塾において応用範囲を広げたより適切な学習指導の手法を会得する。

学習指導員が効果的な学習支援の方法を習得することにより、発達上の課題を抱える少年・少女が犯罪に巻き込まれないよう問題行動や犯罪への未然防止及び再犯防止へと繋いでいく。

### ■ 得られた成果等

少年院の支援対象の在院者は、専門性の高い学習支援指導者や学習指導員による学習指導を受けることにより学習に対する意欲や自己肯定感が高まり、結果、高等学校卒業認定試験の合格率が高まった。

また、基礎学力が向上し、院内の教科テストの獲得点数が向上した。

〈具体的な成果内容〉

- ・ 学習支援を受けた少年院の在院者のうち、高等学校卒業程度認定試験に合格した（科目合格を含む）人数  
令和元年度：対象者9人のうち4人、令和2年度：対象者延べ17人のうち15人
- ・ 学習支援を受けた矯正施設の在院生の院内教科テスト（漢字・算数）の点数が向上（指導前、後の平均点の比較）  
令和元年度：27点（向上が見られた） 令和2年度：12点（前年比は下がっているが、個人別では2名が下降、12名が上昇）
- ・ 学習支援に協力した学習指導員の人数（地域の社会資源）  
令和元年度：1人、令和2年度：2人
- ・ 学習支援の実施回数  
令和元年度：12回、令和2年度：24回

事業名称：②発達上の課題を有する児童・生徒及び非行等のある少年・少女に対する地域における立ち直り学習支援事業(市において自主学習を支援する無料塾における学習支援)  
再委託先：(株)キズキ

### ■ 取組内容

発達上の課題を有する児童・生徒及び非行のある児童・生徒、保護観察を受けている少年・少女並びに性非行及び性に関する問題行動のあった少年・少女に対する地域における立ち直り学習支援事業を展開。

牛久市立小・中・義務教育学校の自主学習を支援する無料塾のなかで発達上の課題等を有する児童・生徒が入塾の場合は、その特性やニーズを把握し、学習支援の効率的な実施方法や支援体制を整える。

前述の対象児童・生徒について専門性の高い学習指導や支援、特性に合った個々の学習支援を行うことにより、学習のつまずきの解消を図るとともに問題行動に至らないよう社会適応力の伸長を図る。

また、学習指導員は、学習支援の専門家や少年院の職員から学習のつまずきや特性に関する研修等を受講し、指導の知見を高めるほか、特性や実態を知りより適切な指導の手法を会得する。

学習指導員は、効果的な学習支援の方法を習得することにより多種多様な少年・少女に対しての対応力を高め、きめ細かな支援に繋いでいく。

### ■ 得られた成果等

学習指導員は、発達上の課題を有する少年・少女に対する学習支援に協力し、また、専門性の高い学習支援指導者から指導、助言や研修を受講することによって、多様な特性を持った児童・生徒への対応について学習指導のスキルを高めることができた。

《具体的な成果内容》

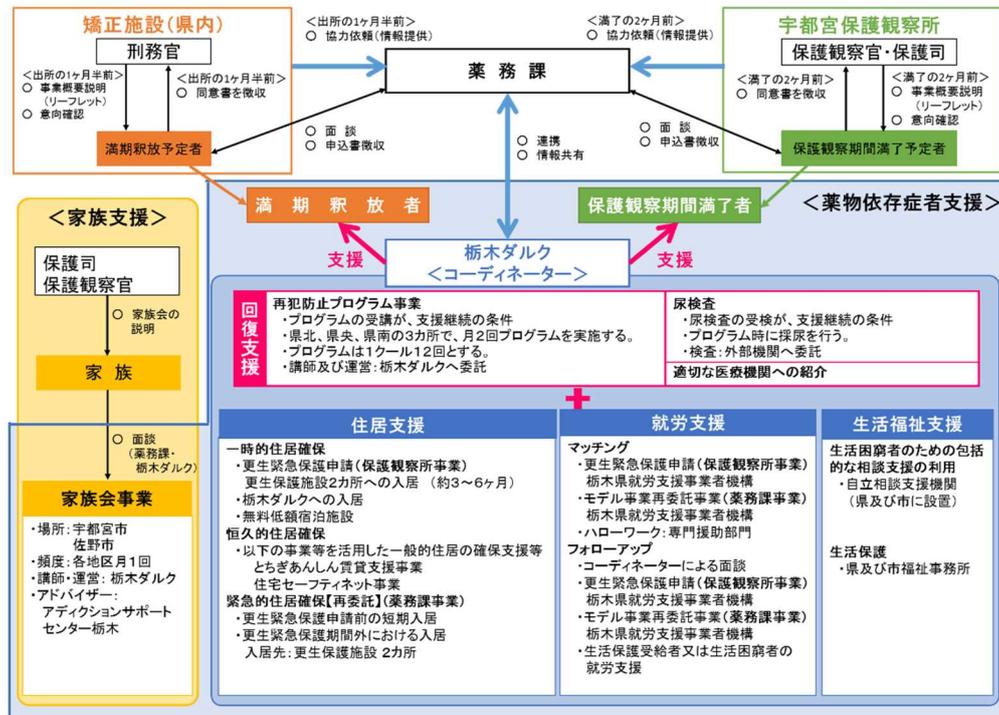
- ・少年院での学習支援に協力し、市において自主学習を支援する無料塾の指導員の人数（地域における社会資源）  
令和元年度：1人、令和2年度：2人
- ・発達上の課題を有する児童・生徒の特性に応じた支援の在り方について本事業の再委託先である学習支援の専門家から指導を受けた自主学習を支援する無料塾の学習指導員の人数  
令和元年度：延べ29人、令和2年度：延べ44人

地域再犯防止推進モデル事業概要

事業名称：とちぎ薬物再犯防止サポート事業（H30～R2年度）

再委託先：NPO 法人栃木 DARC、NPO 法人就労支援事業者機構、更生保護法人尚徳有隣会、更生保護法人栃木明德会

■ 事業スキーム



■ 得られた成果等

1 取組内容①：関係機関との会議及び研修会の開催

・H30年度からR2年度の3年間に栃木県薬物再犯防止推進会議を計4回実施し、薬物依存症対策研修会を計5回実施した。○関係機関との情報共有、連携強化、顔の見える関係が構築できた。

2 取組内容②：薬物再犯者への支援

・コーディネート（面談の実施、相談対応、各種必要な支援窓口の紹介）、薬物再犯防止プログラム及び尿検査の実施、住居、就労、生活福祉支援の体制整備を行った。  
○事業への申込者数が計画より大きく下回った。出所後等の地域における教育プログラム受講の大切さが対象者から理解されていない等が要因として考えられた。また、申込者であっても、モチベーションの維持や、参加することの意義を見出せないこと等が課題であることが分かった。

3 取組内容③：家族への支援

・家族会を実施した。  
○事業への申込者数が計画より大きく下回った。周知不足、家族自身が依存症を学ぶこと及び再犯者本人、他の家族、支援機関とつながる必要性を認識していない等が要因として考えられた。一方、参加した家族からは内容に満足していることや今後も家族会に参加したい旨の意見が得られた。

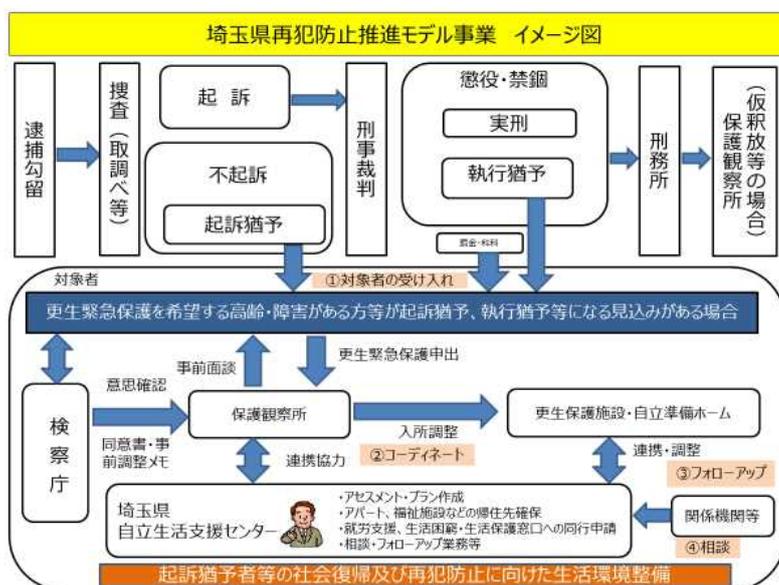
埼玉県地域再犯防止推進モデル事業概要

1 取組内容

高齢・障害のある者等で更生緊急保護が適用となった起訴猶予者、執行猶予者等に対し、刑事司法関係機関と福祉が連携して、対象者の意向・状態に応じた、地域社会で孤立しないための「息の長い」支援を実施し、再犯防止の推進を図る。

2 事業スキーム【実施主体：埼玉県自立生活支援センター（社会福祉法人 親愛会に委託）】

- ①支援対象者の受け入れ
- ②コーディネート業務（福祉サービス等利用支援）
- ③フォローアップ業務（コーディネート事業を受けて連携した事業所との協働支援）
- ④相談支援業務（本人や関係者からの相談への対応）



【具体的な支援内容】

- ・自立準備ホーム・更生保護施設入所同行
- ・生活保護に関する相談・申請
- ・年金照会・請求
- ・住所設定・戸籍復活
- ・国民健康保険加入等

【モデル事業にあたって実施したこと】

関係機関の戸別訪問、刑事司法関係者から実態調査を行い、実施計画書を作成した。また、生活保護の実施責任に関して生活保護の県マニュアルに追加した。

3 得られた成果

成果指標	区分	H30 年度	R 1 年度	R2 年
①検察庁での事前面談を行った者のうち、釈放後更生緊急保護の申出を行った者の数	目標	5 件	20 件	10 件
	実績	1 件	4 件	0 件
②福祉サービスの利用率（介護・障害福祉サービス利用、生活保護含む）	目標	60%	70%	80%
	実績	0%	63.0%	58.1%
③日中活動の場や居場所を確保できた者の割合	目標	70%	80%	90%
	実績	0%	48.1%	61.3%
④支援した者の再犯率	目標	0%	0%	0%
	実績	0%	0%	3.2%

【今後の展望】

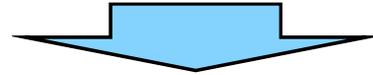
事業終了後も対象者は、安全で安心できる生活の場を確保し、地域社会で孤立することなく生活しており、結果的に再犯防止に至っているため、今後この事業を他自治体でも実施する価値は高いと考えている。対象者に寄り添って「息の長い」支援をすることが肝要であるが、地域での生活を安定させるためには、居場所の確保が不可欠なことから、更生保護施設や自立準備ホームから円滑に帰住先に移行できるスキームの構築が必要である。

# 千葉県地域再犯防止推進モデル事業（3か年事業）

○平成29年に国が策定した「再犯防止推進計画」を踏まえて実施される、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策のあり方を検討する「地域再犯防止推進モデル事業」（法務省新規事業）へ応募

千葉県独自の取組として実施している「対象者を限定しない分野横断的な総合相談支援機関」である中核地域生活支援センター事業の実績報告によれば、犯罪をした者を対象とした支援事例が年間数十件に及んでいる。

これら現在の更生保護施策のもとにおいてもそのニーズを把握しきれず、「地域にこぼれ落ちる者」の再犯の防止に資するため、矯正施設出所後の地域生活支援体制の構築が必要（国、県、地域のネットワークによる切れ目のない生活支援の必要性）



犯罪をした者等が矯正施設等の出所後から、安定した地域生活を送ることができるまでの国、県、地域のネットワークによる生活支援のあり方を検討し、得られた成果をもとに国への提案の実施及び計画策定に向けた県方針を決定

平成30年度（H30.7～H31.3）

地域の実態調査、支援策の検討  
支援策（事業計画）の提出

【実態調査】（ニーズ把握）

- ・県の支援事例（中核地域生活支援センターの支援事例）の分析
- ・矯正施設入所者等へのアンケート調査

【事業計画の策定】

- ・犯罪をした者等の地域生活を支えるための相談支援体制を検討し、支援スキームを策定 ※犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制検証事業

令和元年度

支援策の実施

【犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制検証事業】  
（取組の例）

- ・要支援対象者把握のための仕組みづくり
- ・社会に出る前段階での福祉的支援のアプローチ
- ・社会復帰のための生活支援体制の整備（伴走型支援、チーム支援等）
- ・既存支援機関の有効活用（ネットワーク化）
- ・地域における継続的支援体制の構築

令和2年度

支援策の効果検証、事業の総括

【効果検証】

- ・事業の効果を検証し、得られた成果により、「犯罪をした者等に対する国と地方の連携による相談支援体制」について国へ提案

【総括】

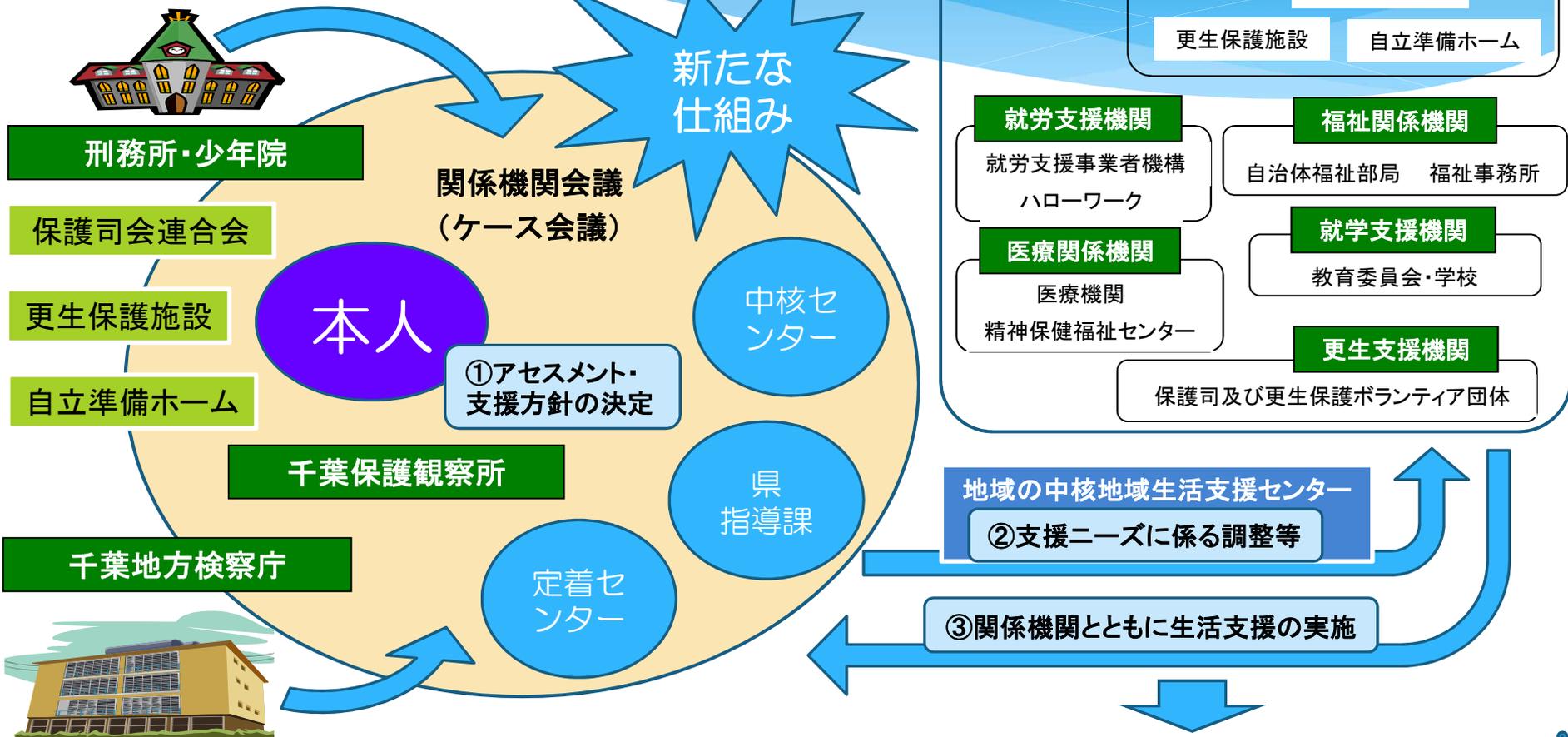
- ・再犯防止のための基本的考え方の整理
- ・再犯防止推進計画の策定を念頭に県の方針を検討

3か年通期の事業推進体制（千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会）

千葉保護観察所、千葉地方検察庁、矯正施設（千葉刑務所、八街少年院）、更生保護施設（千葉県婦性会）、自立準備ホーム、千葉県保護司会連合会、千葉県就労支援事業者機構、中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、千葉県宅地建物取引業協会、市町村（千葉市、船橋市、柏市）、学識経験者（大学教授）、千葉県医師会、千葉県弁護士会、県（健康福祉指導課、雇用労働課、住宅課）、千葉県警察本部

# 千葉県地域再犯防止推進モデル事業

## (犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制検証事業)



### 支援の内容

- ①千葉県保護観察所、千葉県地方検察庁及び矯正施設と協働して、矯正施設等に在所中の本人と面談して、アセスメントを実施
- ②関係機関と連携した支援対象者のニーズに即した支援チームを立ち上げ、各種支援に係る調整
- ③支援対象者に寄り添って生活支援を実施

支援対象者の生活が安定するまでのフォローアップ

支援対象者の地域への定着  
(各市町村福祉関係機関等へ引継)

# 東京都 地域再犯防止推進モデル事業 概要

## ○事業名称

犯罪に関する相談事業

	H30年度	R元年度	R2年度
事業名	高齢者万引き相談	高齢者よろず犯罪相談	犯罪お悩みなんでも相談
受付期間 曜日・時間	H30年6月4日～29日 月～金(※)、9時～17時	R元年7月1日～12月27日 月～金(※)、9時～17時	R2年5月19日～10月31日 火～土(※)、9時～17時
対象者	万引きをしてしまう高齢者本人、その家族等	犯罪をしてしまう高齢者本人、その家族等	犯罪をしてしまう者本人、その家族等
備考	—	H30年度事業から対象となる罪種を拡大	R元年度事業から対象となる年齢層を拡大

※ 休日・祝日は除く

## ○再委託先

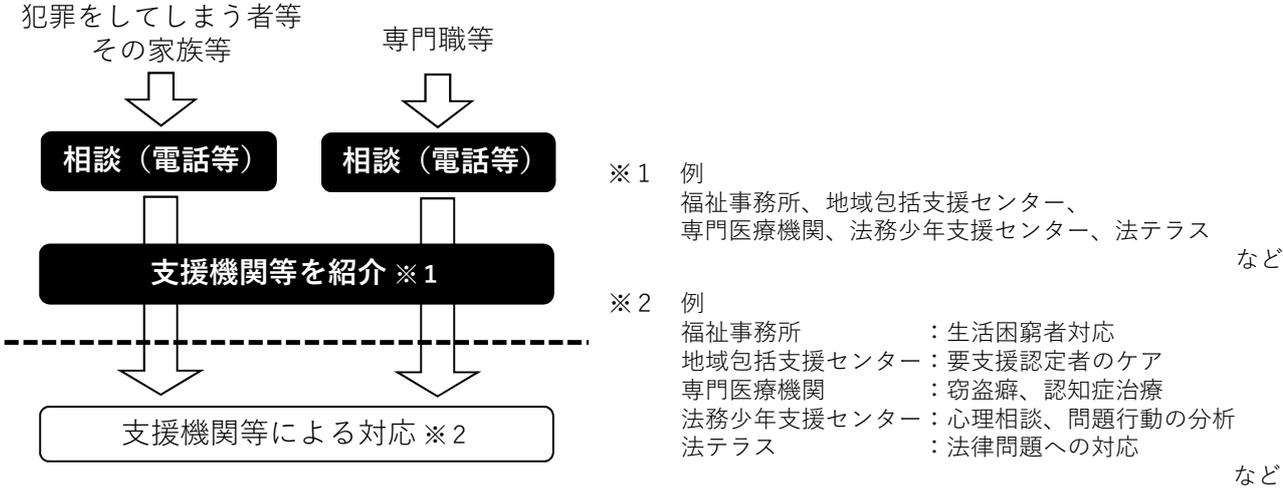
一般社団法人 社会支援ネット・早稲田すばいく

※各年度、一般競争入札により受託者を決定。各年度とも同一法人が落札。

## ○取組内容

犯罪をしてしまう者等やその家族、支援者等から、犯罪に関する相談を受け付け。相談は、原則として電話で受け付け、必要に応じて来所等による対面での面接を実施。社会福祉士等の福祉専門職が、電話や面接を通じて本人の生活環境等についての的確なアセスメントを行い、支援機関等の紹介、傾聴・助言等を行うことで適切な支援につなぎ、再犯等を防止。

## ○事業スキーム



## ○得られた成果等

・各年度における相談件数は以下のとおり。

H30年度	高齢者万引き相談	73件
R元年度	高齢者よろず犯罪相談	113件
R2年度	犯罪お悩みなんでも相談	239件

- ・本相談窓口が、犯罪をしてしまう者等を必要な支援機関等につなぐ取組として一定程度機能することを確認
- ・また、傾聴により、問題や課題が整理される・気持ちが落ち着くなどの効果も認められたことから、支援機関等を教示することだけでなく、傾聴そのものが有効な手法として機能することも確認

## 地域再犯防止推進モデル事業成果報告書～事業概要～

事業実施団体名：神奈川県

**事業1 更生支援福祉ネットワーク構築事業**

## ・再委託先

公益社団法人神奈川県社会福祉士会

## ・取組内容

福祉関係者等を対象とした刑事司法及び福祉の研修を実施し、福祉関係者等の更生支援に関するスキルアップと理解促進を図るとともに、その中でワークショップを含む演習を実施することで、当該地域における連携の基礎を築くことにより、さらなる連携を促進し、ネットワークを構築した。

## ・事業スキーム

施設又は団体等に実態調査を行い、再犯防止を行う上での課題等をヒアリングした。その結果、福祉関係者等の理解促進や連携が必要であると見受けられたことから、県内各地で研修を実施するとともに、情報提供及び関係者の連携ができるようにネットワークを構築した。

## ・成果

研修の実施及びネットワークの構築により、福祉関係者等の理解促進や連携を図ることができ、再犯防止の推進をすることができた。

**事業2 高齢者万引き防止プログラム策定等事業**

## ・再委託先

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構

## ・取組内容

高齢者の万引き再犯防止を図るため、学識経験者、警察、小売業者、福祉関係者等による「高齢者万引き防止プログラム策定委員会」を開催し、高齢者向けの万引き防止に関する冊子及び動画を作成し、県内の警察署等において効果検証を行うことで、一連のプログラムを完成させた。

## ・事業スキーム

高齢者の万引き再犯防止のため、プログラムに基づき、警察署等で本人に冊子等を配付し、万引きが重大な犯罪であることの理解や、家族や地域の関係機関等の支援者への関わりを促すとともに、支援者がプログラムを通じて、高齢者の万引きの背景にある孤立感等を理解し、本人への適切な支援や関わりを学ぶ。

## ・成果

プログラムにより、再犯の防止だけでなく、高齢者の万引きの背景について多くの人が理解することにより、高齢者の万引きの未然防止の効果も期待できる。

長野県地域再犯防止推進モデル事業概要

事業名称：再犯防止推進事業

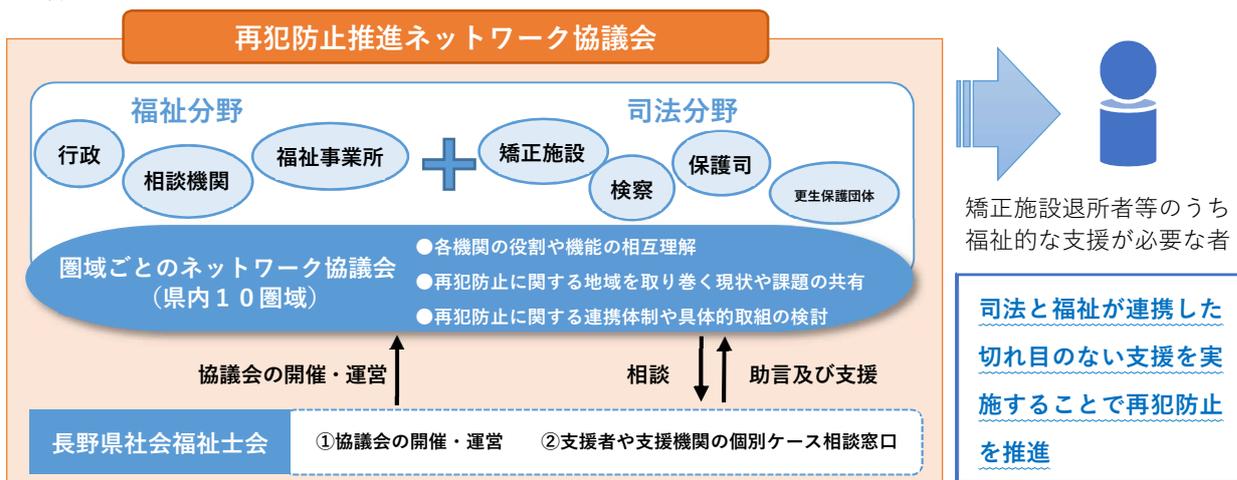
【取組①】長野県再犯防止推進会議（県）

- 内容：再犯防止に関わる関係機関・団体の参画により、長野県再犯防止推進計画を策定するとともに、関係機関等による取組や課題を共有し、再犯防止に向けた取組の推進を図る。
- 成果：令和元年9月に長野県再犯防止推進計画の策定に至るとともに、関係機関等の連携体制を構築した。

【取組②】再犯防止推進ネットワーク構築事業（再委託：公益社団法人長野県社会福祉士会）

- 内容：圏域における協議会を実施することにより、地域における罪を犯した者等に対する関係機関・団体の連携体制の構築を図るとともに、事例検討等の研修を実施し、支援者のスキルアップを図る。
- 成果：福祉と司法関係者が集う協議会を設置することで福祉と司法それぞれの役割等について相互理解ができた。また、圏域ごとの協議会を実施したことで、実際の支援に携わる支援関係者同士のネットワークを構築した。

○事業スキーム



【取組③】生活相談窓口開設事業（再委託：長野県保護司会連合会）

- 内容：更生保護サポートセンターに相談窓口を開設し、生活に困難を抱えた罪を犯した者やその家族等に対し、保護司が面接等により生活におけるニーズ等を聞き取り、行政・社会福祉協議会・就労支援機関等と連携して必要な助言や支援を行う。
- 成果：県内3カ所に、刑事司法手続きが離れた後の身近な相談窓口を設置し、過去に犯罪を犯した者やその家族が抱える課題に対し、地域で身近な相談しやすい環境を整備した。

○事業スキーム

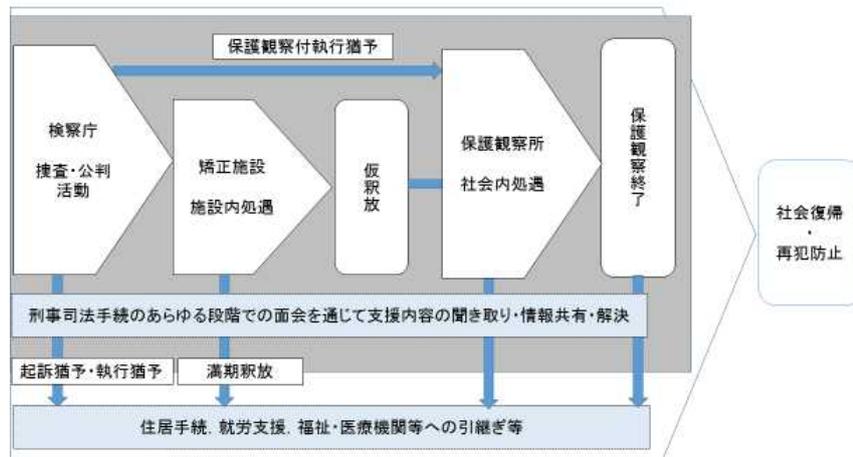


## 寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業の概要

## 1 モデル事業の概要

弁護士が弁護人・付添人として逮捕から裁判・審判終結までの刑事司法手続内での支援にとどまらず、犯罪をした者又は非行少年、若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」という。）に対して、刑事司法の各段階（検察・裁判・矯正・保護）において、定期的な面会、要望の聞き取り、居住手続や就労窓口、医療・福祉等関係機関への引継ぎなど、各種支援を行うことにより、円滑な社会復帰や再犯防止に係る効果的な取組を検証する。

（参考）事業イメージ図



2 事業期間 2019年4月から2020年2月まで

3 再委託先 愛知県弁護士会

## 3 支援実績

活動指標	区分	2019年度
寄り添い弁護士制度による社会復帰支援の対象者	目標	30人
	実績	31人
主な活動実績		
○ 刑事司法の各段階別の活動実績		
・ 検察段階・・・ 対象者 5人 ・ 裁判段階・・・ 対象者 7人		
・ 矯正段階・・・ 対象者 18人 ・ 保護段階・・・ 対象者 1人		
○ 支援活動の申出者別の実績人数		
・ 弁護士からの申出・・・ 19人 ・ 矯正施設からの依頼・・・ 11人		
・ 更生保護施設からの依頼・・・ 1人		
○ 主な支援内容別の活動実績 (重複計上があるため実績人数と一致しない)		
・ 居住・就労関係の支援・・・ 21人 (居住先の確保、就労先の確保 等)		
・ 医療・福祉関係の支援・・・ 26人 (医療機関引継、生活保護申請 等)		
・ 法的な手続の支援・・・ 6人 (債務整理、遺産相続関係 等)		
・ その他の支援・・・ 5人 (被害者遺族との面談調整 等)		

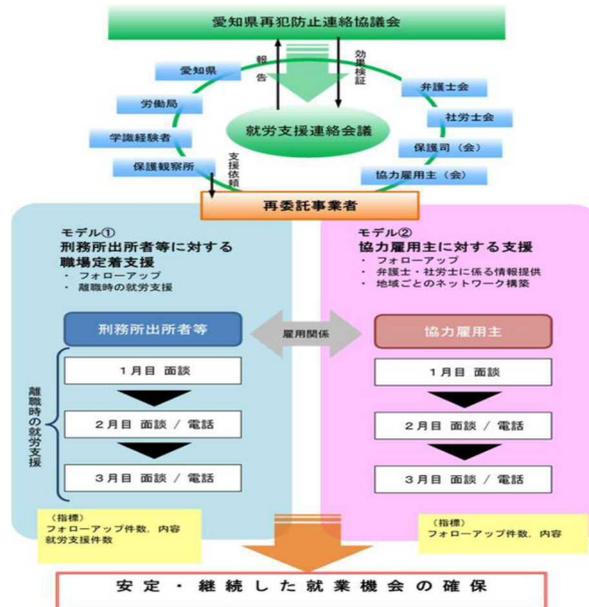
刑務所出所者等職場定着支援モデル事業の概要

1 モデル事業の概要

保護観察及び更生緊急保護の対象者の職場定着に向けた支援を実施することにより、安定的な生活を維持させ、再犯防止に資する。

また、協力雇用主について、支援対象者の雇用に関して生じる問題や不安等を継続的に相談できる体制を作ることで、対象者雇用の促進を図る。

(参考) 事業イメージ図



2 事業期間 2019年4月から2020年9月まで

3 再委託先 愛知県就労支援事業者機構

4 支援実績

活動指標	区分	H30	R1	R2
刑務所出所者等への職場定着支援件数	目標	—	230件	88件
	実績	—	415件	249件
協力雇用主へのフォローアップ実施件数	目標	—	230件	88件
	実績	—	338件	226件
ネットワーク研修会の開催回数	目標	—	3回	3回
	実績	—	3回	3回
主な成果について				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場定着支援の結果、3か月以内の退職者の割合が59.4% (H27~29平均) から、24.7%へ減少した。(目標：4割台)</li> <li>・職場定着の平均期間が5.4か月となった。(目標：4か月以上)</li> <li>・支援を受けたことによる不安や不満の軽減等の効果について、刑務所出所者等は98.2%、協力雇用主は100%が効果有りと回答した。</li> </ul>				

## 【概要】名古屋市再犯防止推進モデル事業について

### 1 事業名

高齢者・障害者・若者を対象とする伴走型入口支援<sup>(注)</sup>事業

(注) 入口支援：刑事施設への入所に至らない司法手続きの「入口」段階で、犯罪をした高齢者・障害者等に対し、必要な福祉的支援等を行うこと

### 2 事業内容

司法から福祉への橋渡しを行うためのコーディネート機関を設置し、コーディネーターが対象者を適切に福祉窓口等へつなぐとともに、一定期間継続的に支援を行う「伴走型入口支援事業」を実施（NPO 法人くらし応援ネットワークへ業務委託）。本事業終了後、効果検証（学校法人日本福祉大学へ業務委託）及び市民報告会を実施し、本事業で得られた知見を市民に発信し、「市民を被害者にしない・加害者にさせない」取組につなげる。

### 3 対象者

名古屋地方検察庁に係属した万引き等の犯罪をした者で、比較的少額かつ目的が悪質でない等の理由で起訴猶予処分となった者のうち、名古屋市に住所がある（過去名古屋市に居住した実績がある者で、かつ現に生活実態のある者）以下のいずれかにあてはまる者

- (1) 65歳以上の高齢者のうち、認知症等により福祉的な支援が必要な者
- (2) 障害等により福祉的な支援が必要な者
- (3) 20歳から39歳までの若者のうち、生活困窮等により福祉的な支援が必要な者

### 4 モデル事業の目的

再犯防止の取組を行うことで社会的孤立を生まない地域の取組についての考察を行い、地域における支えあいを促進し、地域の安心・安全に資することを目的として実施する。

本事業を通じ、コーディネート機関の役割を整理するとともに、国・市の関係機関の適切な連携のあり方を検証し、国及び本市の効率的かつ効果的な支援について考察する。

### 5 支援の流れ

- (1) コーディネート業務：地方検察庁又は保護観察所からの連絡に基づき、本人と面談して速やかに適切な福祉窓口等へつなぐとともに、本人の支援ニーズ等を踏まえた支援プランを作成し、必要に応じてケース会議を開催
- (2) フォローアップ業務：支援開始後6ヶ月間、月1回程度を目安に助言その他必要な支援を行う
- (3) ヒアリング業務：支援開始後・6ヶ月後・1年後に支援のニーズや課題等に係るヒアリング調査を行い、効果検証に向けた情報収集を行う

### 6 スケジュール（平成30年度～令和2年度）

H30年度		R1年度				R2年度				
10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	
事例分析調査		伴走型入口支援事業						効果検証		★ 市民報告会
		効果検証（中間調査）								

### 7 実施結果

- (1) 支援対象者数  
82名（うち支援を途中で中止した27名を除く55名に対し、6ヶ月の伴走支援を実施）
- (2) 成果目標達成状況  
ア 伴走支援により支援終了後の支援者が増加した対象者の割合：70%（目標達成率100%）  
イ 市民報告会で事業の内容・目的を理解した参加者の割合：100%（目標達成率125%）

## 地域再犯防止推進モデル事業成果報告書 事業概要

滋賀県再犯防止推進事業

～支え手よし・受け手よし・地域よしの再犯防止「三方よし」プロジェクト～

### ■ 取組内容・事業スキーム

#### ①【刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援事業】

刑事司法手続段階にある高齢者・障害者に対し、司法関係機関（警察、検察、保護観察所、刑務所）と福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関が連携して、包括的な社会復帰および再犯防止の体制整備を図る。

ア. 入口支援の実施

- ・滋賀県地域生活定着支援センターに入口支援担当相談員を1名配置

イ. 社会的支援の検討にかかる会議等の開催と地域での包括的なフォローアップ

- ・事業検証委員会
- ・事前連携会議
- ・調査支援委員会
- ・調査支援委員会コーディネートチーム会議

ウ. 司法および福祉、医療関係機関への入口支援に関する事業説明や講師派遣

事業実施主体（再委託先）：

滋賀県地域生活定着支援センター（社会福祉法人グロー）

#### ②【事業所等相談アドバイス事業】

犯罪行動歴のある人等の受け入れ先の雇用主や福祉事業所等の地域の支援者が、本人の特性等について対応に行き詰まった場合、本人の地域生活を継続する観点から支援者に寄り添った専門相談およびアドバイスを行う。

- ・支援者からの電話相談窓口を設置。
- ・研修を受けた社会福祉士会会員による聴き取り調査（インテーク訪問）を実施。
- ・困難な事例については、高度な知識や知見をもって分析および検討を行う専門家による事例検討会を開催。
- ・支援者に面会し、専門家による事例検討会の結果等も踏まえ、必要なアドバイス等を継続的に実施（寄り添いアドバイス）。
- ・協力雇用主、福祉事業所等の地域における支援者の理解や支援の力量を高めるための研修会、アドバイザー資質向上のための研修会の開催。

事業実施主体（再委託先）：公益社団法人滋賀県社会福祉士会

#### ③【再犯防止地域支援員設置事業】

犯罪や非行をした者等の円滑な社会復帰を促進するため、協力雇用主および医療関係者等の理解と協力を得られるよう支援員を設置し、地域における支援体制を構築する。

ア. 犯罪をした者等の継続的な就労の確保に向けた取組

イ. 協力雇用主等研修会の開催

ウ. 協力医療機関の開拓

事業実施主体（再委託先）：更生保護法人滋賀県更生保護事業協会

#### ④【再犯防止推進会議の開催】

## 地域再犯防止推進モデル事業 事業概要

京都府健康福祉部家庭支援課

【事業名】 非行少年等立ち直り支援事業

【事業期間】 平成30年11月27日～令和3年3月31日

### 【目的及び趣旨】

少年非行の低年齢化に応じた立ち直り支援を行い、支援方法や支援体制を検討し、より効果的な支援体制を確立する。

また、少女の将来への影響が大きい不純異性交遊などの不良行為等について、国の刑事司法機関や地域の民間支援団体等と連携して支援できる仕組みを構築し、性被害や不良行為から非行に走る少女の再犯防止を図る。

### 【事業内容】

#### 1 立ち直り支援事業（ユース・アシスト事業）

非行問題を抱える小学生（主に高学年）及び中学1、2年生の少年及びその保護者に対して、京都府の支援コーディネーターによる寄り添い型支援を実施し、少年の非行の改善を図った。

#### 2 少女専用居場所づくり（ユース・コミュニティ）

更生保護法人西本願寺白光荘において、刑法犯、特別法犯、ぐ犯及び不良行為少年のうち、立ち直り、自立を目指す少女に対して、少女特有の悩みや思春期の身体的、精神的なきめ細やかなケアを行い、女性スタッフによる少女専用の居場所を新たに設置し、相談事業や自立に向けた生活訓練などの支援を実施した。

### 【事業計画】

実態調査：平成30年11月～平成31年1月

事業実施：立ち直り支援事業 平成30年11月～令和2年9月

少女専用居場所づくり 平成31年4月～令和2年3月

（再委託先：更生保護法人西本願寺白光荘）

効果検証：令和2年10月～令和3年3月

### 【事業実績】

活動指標	単位	区分	H30	R01	R02
①立ち直り支援事業 支援者数	人	目標	8	25	12
		実績	9	13	12
②少女の居場所 参加者数	人	目標		延べ200 (実10)	
		実績		延べ66 (実20)	
成果指標	単位	区分	H30	R01	R02
支援を受けた少年のうち、 復学や就労、生活環境等が 改善した割合	%	目標	60	100	100
		実績	45	54	75

京都市地域再犯防止推進モデル事業概要  
 (再委託先：一般社団法人京都わかくさねっと)

取組内容①：生活・就労等のモデル支援の実施

(1) 実態調査

女性が入所する矯正施設に対するヒアリング調査，保護司に対するアンケート調査，矯正施設入所者に対するヒアリング調査等を行い，犯罪等をした人の特徴，抱える課題，必要とされる支援等の情報を収集。

(2) 寄り添い支援の実施

矯正施設を出所した若年女性等について，同意を得たうえで支援計画を作成し，相談や関係機関の紹介・随行等によって具体的な生活・就労等の支援につなげていく「寄り添い支援」を実施。



得られた成果等

対象者に寄り添い支援を実施することで困りごとが解消され，立ち直りにつながった事例もあった。一方で，支援が必要にもかかわらず，行政機関等につながらずに孤立してしまう当事者が潜在している課題も明らかになった。

取組内容②：より効果的な支援事業の実施

(1) ハンドブック「つなぐ つながる」の作成・配布

犯罪等をした人が施設出所後に困難や悩みを抱えた際に相談できる窓口や支援機関等を紹介したハンドブック「つなぐ つながる」を作成し，矯正施設や保護観察の現場等において配布・紹介することにより，支援を必要とする人を適切な支援先に『つなぐ』とともに，出所者等が困った場合にいつでも支援機関に『つながる』ことができるようにする取組を実施。

(2) 生きづらさを抱える若年女性の居場所づくりの実施

困りごとを抱えていながらも支援機関との接点がない若年女性とのつながりをつくり，必要な相談・支援機関につなげていくための居場所づくりを実施。

●ハンドブック「つなぐ つながる」を作成し，矯正施設や保護観察の現場で配布・紹介

困りごとや悩み事に対する  
38の支援機関を掲載

●居場所づくりにより，支援機関と接点がない若年女性とつながる  
(事例)

- ・成人式の振袖着付け
- ・西陣織を使った工芸品（カルトナーージュ）作成
- ・京提灯の作成・展示 など



得られた成果等

ハンドブックにおいて，行政，民間団体合わせて38の支援機関を掲載し，矯正施設や保護観察の現場等において配布・紹介した。また，居場所づくりにより新たに支援が必要な若年女性たちとのつながりができ，立ち直りにつながった事例もあった。

## 大阪府地域再犯防止推進モデル事業概要

**事業名称：性犯罪者に対する心理カウンセリングをはじめとした入口支援**

## ・取組内容①：性犯罪者に対する心理カウンセリング支援

【実施主体：青少年・地域安全室治安対策課】

内容：性犯罪（痴漢、盗撮等）を犯したものの、刑務所等の矯正施設に収容されなかった者に対して、大阪府再犯防止カウンセラー（臨床心理士）による心理カウンセリングを実施。

## ■事業スキーム（別添資料のとおり）

## ■得られた成果等

- ・14人の支援実施者に対し、82回の支援を実施し、カウンセリングを完了した11人中、10人（91%）からカウンセリングに対する肯定的な評価を得た。
- ・アセスメントシートを用いた再犯リスク等の評価により、一定の効果が確認できた。
- ・外部有識者から、継続して実施していくべきであるとともに、事業効果の評価を適切に行うためには、支援後の再犯情報の取得が重要との指摘を得た。

## ・取組内容②：犯罪を行った障がい者等に対する就労支援

【実施主体：福祉部障がい福祉室自立支援課】

内容：大阪府に就労支援コーディネーターを配置し、犯罪を行った障がい者等に対して、以下取り組んだ。

- ①大阪地方検察庁等が、福祉サービスによる支援を受ける意向確認を行い、意向がある場合は就労支援コーディネーターが面談を行った。
- ②ニーズ等を把握し、市町村担当者、基幹相談支援等地域のキーパーソンにつないだ。
- ③アセスメントを実施し、地域の支援機関との調整を行い、就労系障がい福祉サービス事業所等とのマッチングや地域で対象者を支えるネットワーク構築を行った。

## ■事業スキーム（別添資料のとおり）

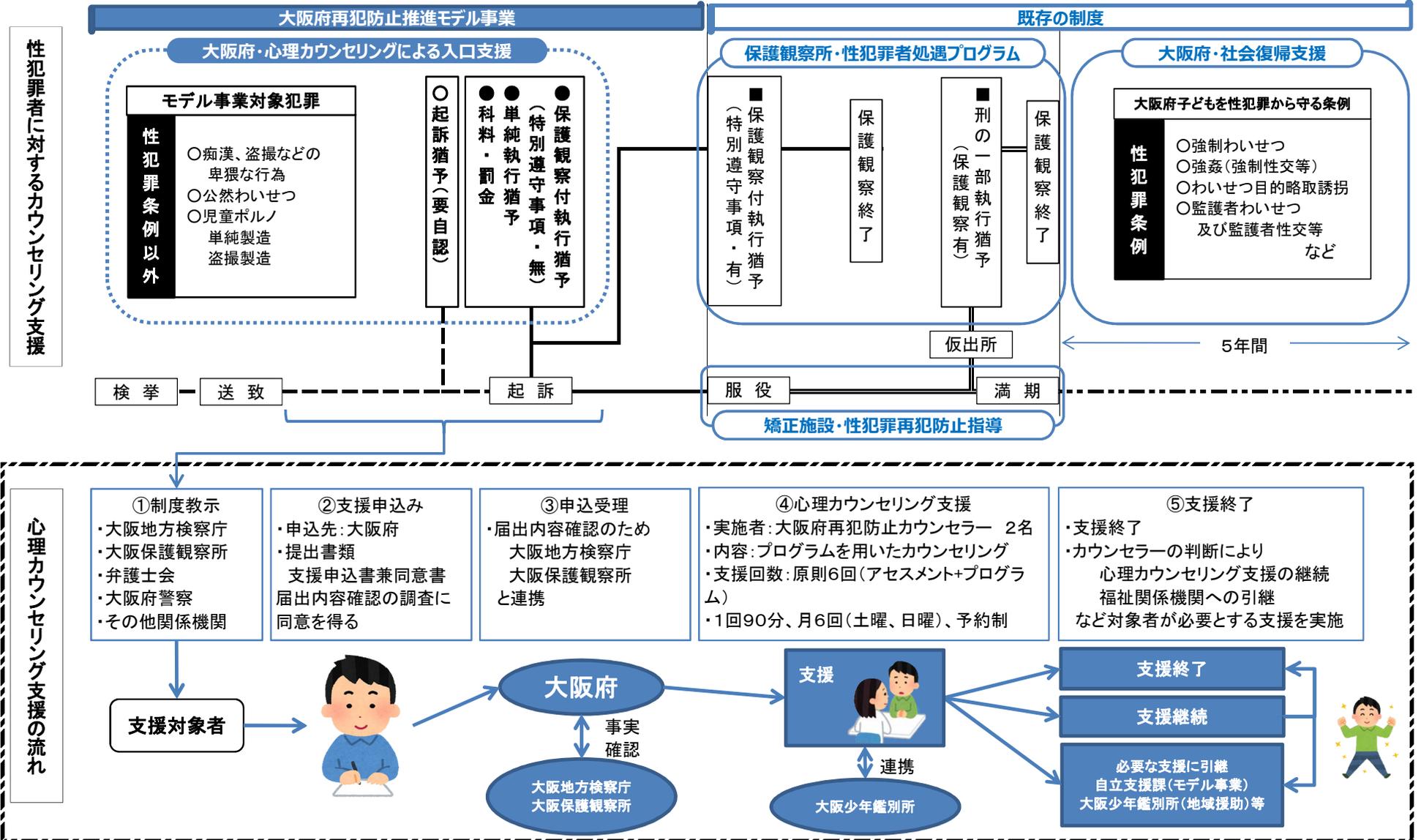
## ■得られた成果等

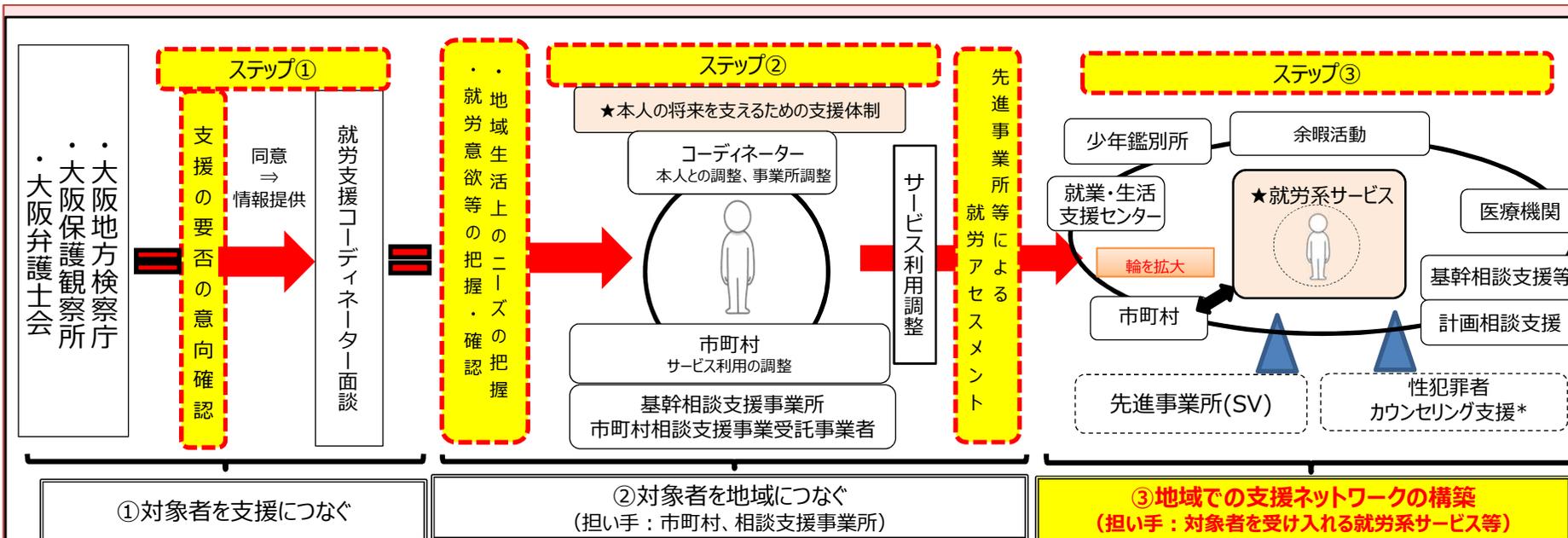
- ・コーディネートを行った14人すべてを支援機関につないだ。うち11人は福祉サービスにつなぎ、3人は福祉サービス以外の利用可能な制度につないだ。
- ・司法と福祉の連携による早期介入が可能となり、コーディネーターが伴走しながら各ステップにおける地域の担い手の自覚を醸成することにより、対象者の居場所や活動機会が確保され、再犯率を非常に低く抑えられた。
- ・各ケースを扱った地域の触法障がい者への理解や自らの取組状況を評価することができ、その理解や評価が支援体制の構築や対象者の生活の質、障がいの自己理解、就労意欲等の向上にも一定の影響を及ぼすことが明らかになった。
- ・効果的な事業展開へ向けての課題と具体的解決策を明らかにすることができた。
- ・9割以上が再犯に至っていないという事実や、生活経過の安定傾向等が示された評価指標の結果を踏まえ、外部有識者から、対象者に対する「勾留段階からの早期介入」「継続的な関わり」「就労（日中活動）へのつなぎ」といったポイントが再犯防止に有効であり、それらを踏まえた本事業は継続すべき取組みと言える、という見解を得た。

# 地域再犯防止推進モデル事業（性犯罪者への入口支援・治安対策課） 10月支援終了→効果検証に移行

## 事業目的

- 大阪府では、府条例に基づき、強制わいせつや強姦などを犯し満期出所した者にカウンセリング等を行い、社会復帰への支援（再犯防止）を実施している。【出口支援】
- 痴漢や盗撮などは、強制わいせつや強姦に比べ軽微な犯罪なため、罰金等の軽い処罰（服役までしない）で終わることが多く、再犯の可能性がある。そこで、法務省のモデル事業を活用して、服役までしない性犯罪者にカウンセリングを行い、再犯防止を図る。【入口支援】





①対象者を支援につなぐ：

犯罪を行った者のうち、入口支援の対象となる障がいがある、もしくはその疑いのある者（以下、対象者）に対し、大阪府検察庁、大阪保護観察所等で福祉サービスによる支援を受ける意向があるかどうかの確認を行う。同意がある場合は本事業の就労支援コーディネーターへ情報提供し、コーディネーターとの面談の機会を設ける。

②対象者を地域につなぐ：

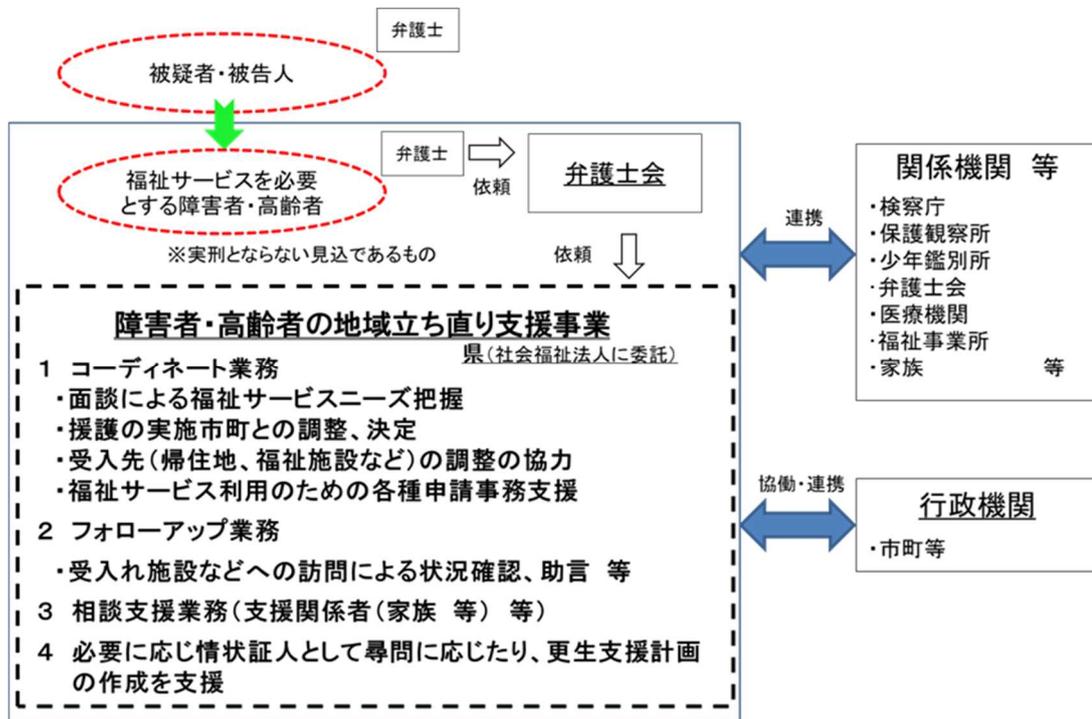
コーディネーターの面談により、地域でどのように暮らしていきたいか、どのようなサービス利用を希望するかなどを把握、居住地である市町村と地域の相談支援事業所につなぐ。

③対象者を地域で受け入れる（支援ネットワークの構築へ）：

実際に犯罪を行った障がい者の支援を先進的に取り組んでいる事業所や、高い就労アセスメント力を有する事業所による就労アセスメントを実施、本人の職業準備性や特性を評価した上で、調整を行い、対象者を地域の就労系障がい福祉サービス事業所等で受け入れるとともに、支援体制を拡大し、地域で対象者を支える支援ネットワークを作る。

地域再犯防止推進モデル事業概要

- 1 事業名称：障害者・高齢者の地域立ち直り支援事業
- 2 再委託先：社会福祉法人みつみ福祉会
- 3 取組内容
  - (1) 釈放後、直ちに必要とする福祉サービス等につなげるため、支援対象者との面談等により福祉サービスのニーズを把握し、帰住地市町との調整
  - (2) 支援対象者の受入先施設等の調整の協力又はフォローアップを実施
  - (3) 社会福祉施設を利用している者に関して、利用先施設に対して必要に応じて助言を実施するとともに、釈放後、支援対象者本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を実施
- 4 事業スキーム



5 得られた成果等

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度
コーディネートを実施した支援対象者数	人	目標	10	25	25
		実績	15	29	29

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度
相談支援を実施した支援対象者数	人	目標	2	10	20
		実績	16	34	9

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度
フォローアップを実施した支援対象者数	人	目標	2	10	15
		実績	31	42	29

地域再犯防止推進モデル事業概要

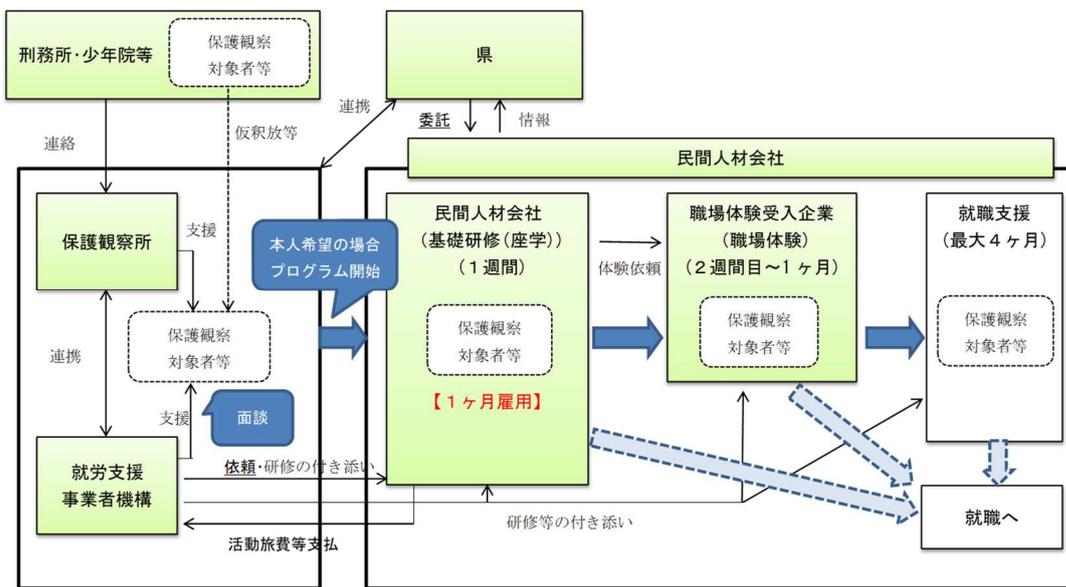
1 事業名称：保護観察対象者等就労支援プログラム事業

2 再委託先：ヒューマンアカデミー株式会社

3 取組内容

民間人材教育会社等に委託し、ビジネス基礎研修（座学）、職場体験、就職支援等を実施

4 事業スキーム



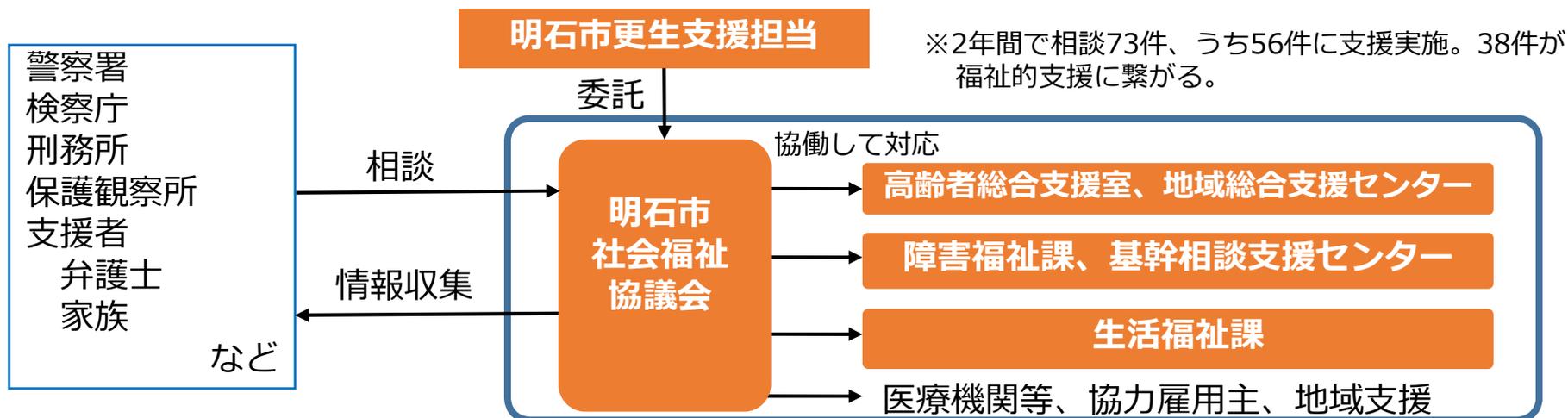
5 得られた成果等

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度
研修参加者数	人	目標	3	10	3
		実績	3	5	3

成果指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度
就職率（就職者数/研修参加者数）	%	目標	60	60	60
		実績	66.7	80	33.3

## 更生支援コーディネート事業

関係機関等からの相談に基づき、高齢又は障害がある福祉的支援の必要な人に対して、福祉サービス等に繋げるため、窓口への手続同行や申請書類の作成支援などの利用調整や、地域生活開始後の見守り支援を実施。



## 更生支援安定化事業

市民の再犯防止・更生支援に対する理解を促進し、支援の輪を広げることにより、更生支援の取組みを安定的・継続的に継続するため、広報・啓発活動等を実施。



全国初の更生支援に関する条例を制定



37の関係機関でネットワーク会議を開催



啓発イベントでは参加者の99.3%が自治体が更生支援に取り組むべきと回答

## 地域再犯防止推進モデル事業【概要】

奈良県

## 事業名 「罪を犯した者等」の社会復帰を促進するための就労支援

## ■ 事業の概要

刑務所出所者等の雇用促進に繋げるため、新たに雇用を考える協力雇用主の不安解消等を目的としたセミナーならびに、一般県民、事業主等を対象とした、刑務所出所者等の雇用に向けた機運醸成を目的としたシンポジウムを開催。また、保護観察対象者等への新たな就労に向けた意欲喚起や知識の習得等の支援を目的とした社会技能訓練実践アドバイザーによる社会技能訓練を実施。さらに、協力雇用主が出所者を雇用する際や、保護観察対象者が職業的自立を図る際に活用できる、相談窓口や支援制度等を掲載したハンドブックを作成。

## ■ 事業の成果

社会復帰促進就労支援シンポジウム (H30/85名、R1/73名、R2/68名)  
 社会復帰就労支援セミナー (H30/28名、R1/18名、R2/20名)  
 社会技能訓練実践アドバイザー等による社会技能訓練 (H30～R2:計17回実施/5名参加)  
 協力雇用主・保護観察対象者向けハンドブック作成 1回実施(1,000部作成)

成果指標	H30年度	R1年度	R2年度
出所者雇用の理解が進んだ参加者の割合	—	76%	81%
出所者雇用の際の不安が低減した参加者割合	—	90%	94%
協力雇用主数	176人	180人	187人
新規雇用者数	51人	71人	34人

## 事業名 更生支援に係る制度・仕組みの構築

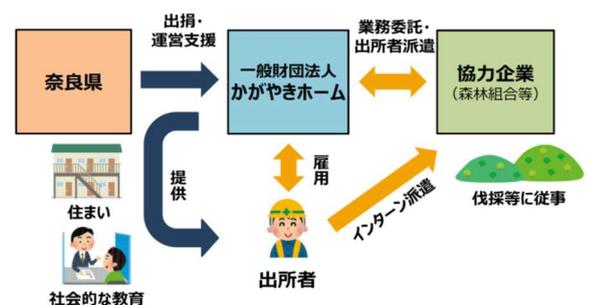
## ■ 事業の概要

刑務所出所者等の更生支援に関わる関係機関・団体等と課題を共有するとともに、連携・協働の仕組みを構築するため、有識者等で構成する検討会において、意見交換を行った。

誰もが地域の一員として包摂される社会を目指し、国の司法行政と地域の福祉を繋ぐ役割を県が自ら担うため、条例を制定。この条例に基づき、県が刑務所出所者等を直接雇用する財団を設立し、財団において住まいの確保、職業訓練・社会的な教育等を実施。

## ■ 事業の成果

- H30.12～ 「奈良県更生支援のあり方検討会」の立ち上げ  
 ※R2年度末まで5回開催
- R2.3.25 「奈良県更生支援の推進に関する条例」の成立  
 ※R2.4.1施行
- R2.7.1 「一般財団法人かがやきホーム」の設立
- R2.7.6 受刑者の採用面接実施
- R2.8.1 財団において相談員の雇用
- R2.9～ 財団において出所者（2名）の雇用  
 ※出所者に住まいの確保、職業訓練、社会的な教育等の実施



※財団の設立及び運営支援については、奈良県単独事業

## 鳥取県地域再犯防止推進モデル事業概要

- 1 事業名称：鳥取県再犯防止推進事業  
 2 再委託先：一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター  
 3 事業の目的

平成30年4月に策定した「鳥取県再犯防止推進計画」においては、鳥取県地域生活定着支援センターの支援対象者以外の、福祉的な支援が必要な者を福祉サービスにつなげる必要性について定め、地域生活へ円滑に移行する支援を行う機関の設置について検討することとした。

これにより、平成30年6月に「鳥取県社会生活自立支援センター」を設置し、鳥取地方検察庁、弁護士及び地域での支援機関等の協力を得て、特別調整をされていない高齢・障がいのある犯罪をした者等の支援体制を構築することを事業の目的とする。

## 4 取組内容

- (1) 鳥取県社会生活自立支援センターの設置及び運営

起訴猶予者や執行猶予者など刑務所出所者以外の、福祉的な支援が必要な罪を犯した者への支援を行うため、鳥取県社会生活自立支援センターを設置し、相談員を配置する。

- (2) 鳥取県再犯防止推進会議の開催

地域社会における再犯防止等に関する実態の把握や情報共有を目的に、刑事司法関係機関、国、県などの公的機関、保健医療、福祉関係機関、各種民間団体など関係機関による再犯防止推進協議会を設置し、鳥取県再犯防止推進計画の管理・検証等を行う。

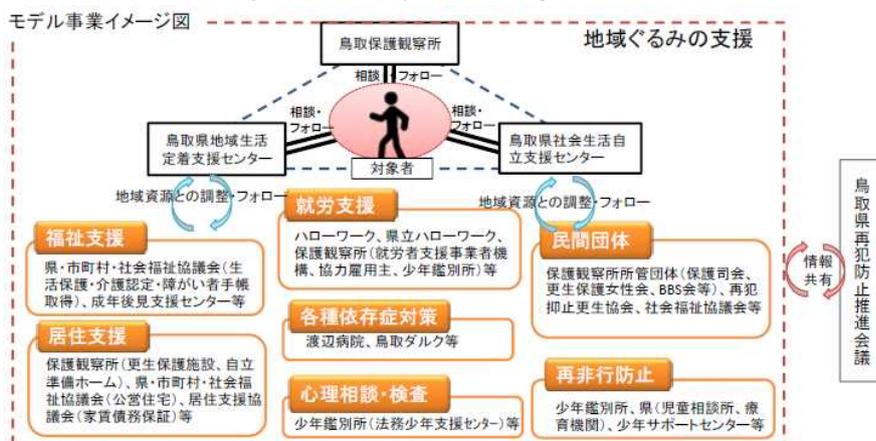
## 5 取組成果

- 社会生活自立支援センターにおいて、地域生活定着支援センターの対象とならない福祉的な支援が必要な罪を犯した者に対する支援を実施し、延べ83名の支援を行い26名の対象者を福祉的な支援に繋げることができた。

活動指標	単位	H30	R1	R2	計
相談件数	人	34	45	45	124
うち実働件数	人	24	33	26	83
うち福祉的支援に繋がった件数	人	7	9	10	26

※R2実績は事業終了時のもの。以下の表の実績も同じ。

- 社会生活自立支援センターが活動を行う上での支援体制の構築について、福祉的な支援が必要な対象者を発見し、社会生活自立支援センターへとつなげる、検察庁及び弁護士に対して勉強会を行うなど支援における連携体制が構築されてきた。
- また、対象者への支援においては、社会生活自立支援センターのみが関わるのではなく、関係機関が連携した地域ぐるみの支援が不可欠であることから、市町村、市町村社協、福祉関係団体などに対し、研修会を実施するなどの周知を行い支援体制の構築を図った。



- 社会生活自立支援センターで支援を行った者の再犯率については以下のとおり。本県における近年の刑法犯全体における再犯率は概ね30%前後で推移していることから、社会生活自立支援センターの支援により再犯の抑止効果があったものと考えられる。

年度	H30	R1	R2
再犯率	20%	3%	4%
フォローアップ中・終了後に再犯となった人数	5名	1名	1名
(参考) 実働件数	25名	33名	26名

## 島根県地域再犯防止推進モデル事業概要

### 【事業名称】：島根県再犯防止推進モデル事業

#### 【取組内容①】：実態把握・関係機関ヒアリングの実施

県内の刑事司法関係機関や更生支援の取組を実施している民間団体等に対し、取組内容や課題等についてヒアリングを実施。（一部施設見学も実施）

#### 【取組内容②】：島根県地域再犯防止市町村等担当者会議の開催

各市町村再犯防止推進担当者及び庁内関係課を対象とし、都道府県再犯防止推進会議内容の情報共有や意見交換、更生支援の実施機関・団体等を講師に呼び、講義や事例報告等を実施。（年1回開催）

#### 【取組内容③】：更生支援コーディネーター養成研修及び派遣事業

司法・福祉・医療等の関係者や更生支援に関心のある者を対象に、更生支援の基本的な知識を習得し、支援対象者の社会復帰に向けた環境調整や更生支援計画の立案等を行うことのできる人材を養成する研修を開催。

また、実際の事例に対し、登録のあった更生支援コーディネーターを派遣する派遣事業を実施。



#### 【取組内容④】：リーフレット「再出発を支える社会へ」の作成

刑事司法手続きの流れ、関係機関・団体等一覧、専門用語の解説についてまとめたリーフレットを作成。市町村、保健医療福祉、就労等の支援機関・団体に約2500部配付。

#### 【取組内容⑤】：島根県再犯防止推進計画の策定

島根県再犯防止推進モデル事業推進会議の構成機関を基盤に、島根県再犯防止推進計画策定委員会を設置。令和2年度より策定に向けた取組を実施。

## 広島県地域再犯防止推進モデル事業概要

事業名称	非行少年等立ち直り支援事業																																			
事業目的	国の刑事司法機関、県の就労、福祉、教育を担当する部署、地域の支援団体等が、情報共有やケース検討の場を持ち、それぞれの役割を明確にしつつ、刑事司法手続における支援の対象外となる者のニーズを把握し、適切な支援を行うことによって、再非行・再犯の防止を目指す。																																			
取組内容①：非行少年等に対する実態調査等																																				
事業内容	非行少年等の立ち直り支援をテーマとして、国、県、支援団体からなる連絡会議を立ち上げ、 (1) 非行少年等に対する実態調査 (2) 効果的な支援方法の検討 (3) 実際の事例を基にしたケース検討 を実施した。																																			
活動指標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">活動指標</th> <th style="width: 5%;">単位</th> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 10%;">H30年度</th> <th style="width: 10%;">R1年度</th> <th style="width: 10%;">R2年度</th> <th style="width: 30%;">特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①会議開催回数 (連絡会議)</td> <td rowspan="2">回数</td> <td>目標</td> <td>2回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②ケース検討会議 開催回数</td> <td rowspan="2">回数</td> <td>目標</td> <td>－</td> <td>10回</td> <td>6回</td> <td rowspan="2">新型コロナウイルス感染拡大防止のため、R2年度は不開催</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>－</td> <td>1回</td> <td>0回</td> </tr> </tbody> </table>							活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項	①会議開催回数 (連絡会議)	回数	目標	2回	3回	3回		実績	2回	2回	2回	②ケース検討会議 開催回数	回数	目標	－	10回	6回	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、R2年度は不開催	実績	－	1回	0回
活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項																														
①会議開催回数 (連絡会議)	回数	目標	2回	3回	3回																															
		実績	2回	2回	2回																															
②ケース検討会議 開催回数	回数	目標	－	10回	6回	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、R2年度は不開催																														
		実績	－	1回	0回																															
課題・今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護観察等の刑事司法手続が終了した時点で国の支援を打ち切られる者や起訴猶予等により不処分となり国の支援を受けられない者がいるため、これらの者に対する支援を検討する。</li> <li>・刑事司法関係機関から保健医療・福祉サービス提供機関（市町、高齢・福祉施設、医療機関等）へ情報提供するための法規定がないため、円滑な情報提供を行うことができるよう、法務省に法整備を要望する。</li> </ul>																																			
取組内容②：非行少年等に対する就労支援事業																																				
再委託先	特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構																																			
事業内容	保護観察終了時に無職である少年、家庭裁判所において審判不開始・不処分となった少年を対象に、就労につなげるための支援として就労体験等を実施した。																																			
活動指標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">活動指標</th> <th style="width: 5%;">単位</th> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 10%;">H30年度</th> <th style="width: 10%;">R1年度</th> <th style="width: 10%;">R2年度</th> <th style="width: 30%;">特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">就労体験実施者数</td> <td rowspan="2">人数</td> <td>目標</td> <td>－</td> <td>40</td> <td>40</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>－</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>							活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項	就労体験実施者数	人数	目標	－	40	40		実績	－	3	0											
活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項																														
就労体験実施者数	人数	目標	－	40	40																															
		実績	－	3	0																															
成果指標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">成果指標</th> <th style="width: 5%;">単位</th> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 10%;">H30年度</th> <th style="width: 10%;">R1年度</th> <th style="width: 10%;">R2年度</th> <th style="width: 30%;">特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保護観察終了少年のうち、支援対象者の6カ月以内の再非行率</td> <td rowspan="2">%</td> <td>目標</td> <td>－</td> <td>15</td> <td>15</td> <td rowspan="2">R2年度は対象者なし</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>－</td> <td>0</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table>							成果指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項	保護観察終了少年のうち、支援対象者の6カ月以内の再非行率	%	目標	－	15	15	R2年度は対象者なし	実績	－	0	－											
成果指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項																														
保護観察終了少年のうち、支援対象者の6カ月以内の再非行率	%	目標	－	15	15	R2年度は対象者なし																														
		実績	－	0	－																															
課題・今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労体験により就職した3人のうち2人は、半年以内に離職していることから、就労体験だけでは職場定着につながらないため、就職後の効果的なフォローアップのあり方を検討する。</li> <li>・保護観察終了時に無職である者の割合は少年より成人が高く、成人に対する就労支援のニーズが高いことが見込まれるため、少年に対する就労支援に加えて、成人の就労支援についても検討を行う。</li> </ul>																																			

## 山口県地域再犯防止推進モデル事業概要

**事業名称：**山口県地域再犯防止推進事業

**再委託先：**山口県社会福祉協議会

**○取組内容①：【検察段階での起訴猶予者や執行猶予者等への支援】**

**内容：**山口地方検察庁との連携の下、起訴猶予者等のうち高齢又は障害等の理由により福祉的支援が必要な者に対する、帰住先確保や福祉サービスを利用するための行政窓口等へのつなぎ支援の実施。

**○取組内容②：【特別調整に準ずる者への支援】**

**内容：**中国地方管内の矯正施設等及び山口保護観察所との連携の下、現行の特別調整の対象者にはならないが福祉的支援が必要な者に対する、帰住先確保等の福祉的支援の実施。

**○取組内容③：【保護観察期間が終了した者への支援】**

**内容：**山口保護観察所、更生保護サポートセンターとの連携の下、保護観察期間終了後の再犯を防止するために福祉的支援が必要である者に対する、保護観察期間終了前からの帰住先確保や福祉サービスを利用するための相談窓口等へのつなぎ支援、日常生活上の相談の実施。

**○取組内容④：【再犯防止に関する普及啓発と民間協力者の活動支援】**

**内容：**全県的な再犯防止に関する普及啓発や保護司等民間協力者の活動支援を目的とするポータルサイトの作成。

**■事業スキーム：**



**■得られた成果等：**

- ・これまでの制度では支援が行き届いていなかった矯正施設出所者等について、関係機関と連携体制を構築し、新たに支援を行った者のうち帰住先確保が必要となったすべての者について帰住先を確保するなど、地域における再犯防止を推進。
- ・再犯防止ポータルサイトにおいて地域の取組等を紹介し、全県的な理解を促進。
- ・県が平成31年3月に地方再犯防止推進計画を策定するとともに、県内19市町中13市町が令和2年度中に計画策定予定。

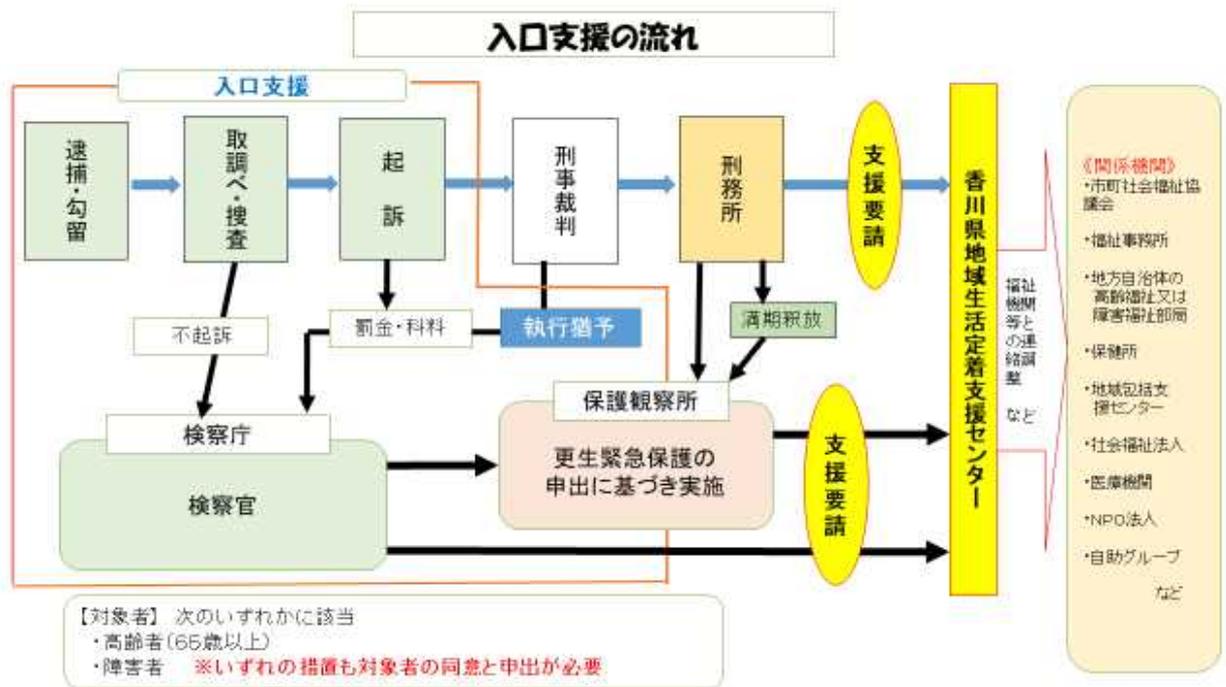
香川県地域再犯防止推進モデル事業概要

事業名称：香川県地域再犯防止推進モデル事業

再委託先：香川県地域生活定着支援センター

■取組内容①：相談支援業務の委託先が実施する直接支援業務

○事業スキーム



○得られた成果等

- ・モデル事業実施期間中に計 16 名の支援を実施し、大半の支援者は再犯をすることなく、地域移行ができています。

■取組内容②：相談支援業務の委託先が実施する啓発業務

○事業スキーム

- ・モデル事業実施期間中に関係機関を集めた研修会、シンポジウム、入口支援担当者会をそれぞれ行う。

○得られた成果等

- ・関係機関を集め研修会・シンポジウムを開催し、事業啓発や情報の共有を行った。

# 取組1 息の長い就労支援プログラム事業

## 1 目的

刑事司法手続き終了間近な者のうち、就労未定で支援を希望する者について、専任コーディネーターが関係機関と連携した就労支援（住居確保等含む）や地域の支援事業へのつなぎを行い、切れ目のない伴走型の支援を行う体制づくりに取り組むとともに、協力雇用主による実雇用の増加を図る。

## 2 取組内容及び実績

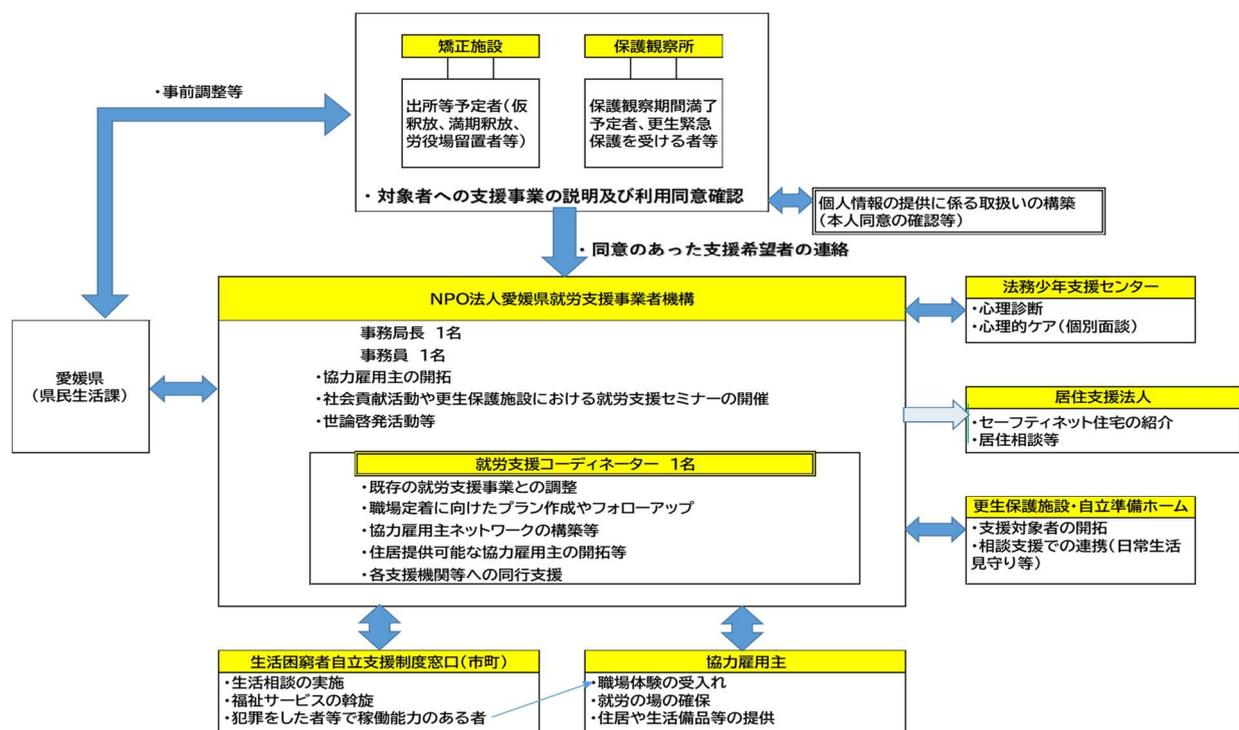
愛媛県就労支援事業者機構に就労支援コーディネーター（犯罪をした者等の支援に知見のある者）を1名配置し、地方公共団体の就労支援事業ほか各種支援機関の活用や雇用主へのフォローアップを図りながら、伴走的な支援に取り組むとともに、協力雇用主の不安解消や継続的な雇用を図るため、事業者対象の研修会や職場体験において雇用者側も体験する機会を提供。

	① 就労支援	② 協力雇用主研修会
対 象	県内において、保護観察期間の満了や矯正施設出所が近い者など、刑事司法手続き満了間近のもの等で就労未定の者	県内事業者 (県内刑事司法関係機関、県も参加)
支援内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援希望者と面談し、就労支援プログラムの作成</li> <li>○職場体験（希望者。1人3箇所まで、体験奨励金付き）、コーディネート</li> <li>○地域（自治体等）の福祉的支援や住居確保など個々の課題に応じた同行支援</li> <li>○就労後の相談、心理面のケア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協力雇用主研修会、意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内外の講師による講演</li> <li>・事例報告</li> <li>・継続雇用に係る意見交換 など</li> </ul> </li> </ul>

### 【支援実績】（R元年10月23日～R2年12月） 単位：人

	相談受理	職場体験	就労	就労継続	連絡元		
					R元年度	R2年度	
R元年度	12	6	5	2	1	—	—
R2年度	15	5	7	3	2	4	1
合 計	27	11	12	5	1	5	1

## 3 成果（息の長い就労支援プログラム事業による新たな連携）



## 取組2 社会復帰支援ネットワーク構築事業

### 1 目的

再犯防止についての地域の理解を深め、受け入れや必要な支援を円滑かつ包括的に行うための社会復帰支援ネットワークを構築する。

### 2 事業全体の実施時期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R 元年度				県推進会議①					県推進会議②		県推進会議③	
						市町担当職員研修会		地域別推進会議①②	地域別推進会議③	地域別推進会議④	地域別推進会議⑤	
R 2年度				県推進会議WG	県推進会議①						県推進会議②	
						性非行立ち直り支援研修会	地域別推進会議①	地域別推進会議②③④	地域別推進会議⑤		ミニフォーラム	

### 3 個々の実施内容

#### (1) 愛媛県再犯防止推進会議

モデル事業の実施及び本県の再犯防止推進計画の策定、推進のため、県内刑事司法関係機関、民間団体、有識者、地方公共団体の委員（24名）で構成する「愛媛県再犯防止推進会議」を設置し、令和元年度に3回、令和2年度に2回（ほか、実務者会議を1回実施）会議を実施した。

#### (2) 再犯防止市町担当職員研修会

市町における再犯防止に向けた取り組みを促進するため、刑事司法関係機関における取組みや、市町の取組みの重要性等について説明を行った。

#### (3) 地域別再犯防止推進会議

犯罪をした者等の立ち直りを支援するネットワークの構築に向け、再犯防止に関する理解促進と情報・課題の共有を図るとともに、地域における受け入れや支援が円滑にできるよう、市町及び地域で就労支援や福祉サービス等を提供している関係機関・団体等を対象に、刑事司法関係機関等の取組や地域との連携課題等の説明、司法福祉分野で活動する弁護士等による基調講演、事例検討を内容として、県の地方機関単位（5ヶ所）で開催した。

#### (4) 性非行立ち直り支援研修会

性問題行動を持つ青少年への対応について、専門家による講義や県内専門機関による取組説明等を行い、早期に適切な支援につなげていくことにより青少年の再非行の防止を図ることを目的に開催した。

#### (5) 地域再犯防止推進ミニフォーラム

再犯防止に関する県の取組みや大学教授による基調講演のほか、篤志面接委員による講話などを通じて、県民の再犯防止に係る理解を促進するため、ミニフォーラムを実施した。

地域再犯防止推進モデル事業概要

事業名称： 起訴猶予者等に係る刑事司法手続き等における支援終了後から地域への定着に至る継続的な支援方策の検討・実践及びマニュアルの作成並びに地域における再犯防止支援ネットワークの構築

再委託先： 特定非営利活動法人抱樸・公益社団法人福岡県社会福祉士会

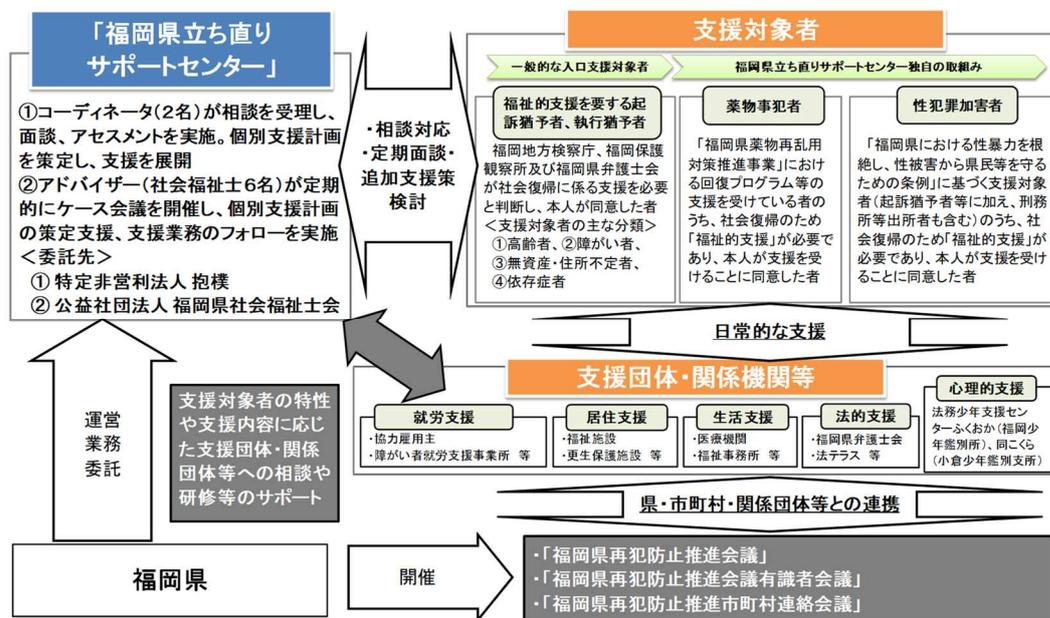
取組内容①： 入口支援のノウハウ蓄積、支援ハンドブック作成

- ・ 「入口支援」を実施するため、「福岡県立ち直りサポートセンター」を設置（令和元年9月10日開設）。起訴猶予者等に対する「切れ目のない」、「息の長い」支援に取り組んだ。（特定非営利活動法人抱樸に委託）
- ・ 支援の成果をハンドブックとして取りまとめ、支援関係者や市町村など、幅広い関係者に共有した。（公益社団法人福岡県社会福祉士会に委託）

取組内容②： 地域における再犯防止支援ネットワークの構築

- ・ 県の関係課、国の刑事司法関係機関、民間団体等で構成する「福岡県再犯防止推進会議」、支援機関代表者等による「福岡県再犯防止推進会議有識者会議」を設置し、モデル事業の検討や実施状況・課題の把握、対策の検討等を行った。
- ・ 市町村における地域再犯防止推進計画の策定を支援・促進するため、「福岡県再犯防止推進市町村連絡会議」を開催した。

■事業スキーム



■得られた成果等

- ・ 「福岡県立ち直りサポートセンター」の支援実績 31人（うち、再犯に至った者2人（6.8%））
- ・ 入口支援に係る事例集、参考情報をハンドブックとして取りまとめた

## 北九州市地域再犯防止推進モデル事業概要

## 1 事業名称

触法障害者の立ち直り支援を通じた再犯防止推進事業

## 2 再委託先

公益社団法人 北九州市障害者相談支援事業協会  
(北九州市障害者基幹相談支援センター受託者)

## 3 事業内容

不起訴や執行猶予処分となった知的障害等のある人に、市・司法・福祉が連携した以下の支援を実施し、効果的な再犯防止の取組について検証する。

## (1) 取組内容①：継続的な見守り

## ■内容・事業スキーム

長期的な視点で適切な支援を行うとともに、支援可能な関係性を失わないよう対象者の動向や所在の把握を目的とした、基幹相談支援センターによる継続的な見守りと支援体制のコーディネートによる取組を実施した。

## (2) 取組内容②：「刑事司法と福祉による協働」

## ■内容・事業スキーム

支援者の触法障害者に対する理解促進や、支援対象者の社会的な学びを目的とした、北九州医療刑務所や小倉少年鑑別支所など法務省関係機関との連携による取組を実施した。

## (3) 取組内容③：「効果的な就労支援」

## ■内容・事業スキーム

触法障害者の就労支援及び雇用の定着を目的とした更生保護就労支援事業受託者との連携による取組を実施した。

## 4 成果

## (1) 指標

ア 成果指標①：見守り継続者率（目標値として理想値100%を設定）

継続的な見守り支援が実施できているかを確認するため設定。

イ 成果指標②：就労成就率（目標として実績値40%を設定）

就労支援が効果的に行われているかを確認するため設定。

## (2) 内容

成果指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①見守り継続者率	%	目標	—	100.0	100.0	支援対象者 延べ34人中33人継続
		実績	—	100.0	97.1	
②就労成就率	%	目標	—	40.0	40.0	就労支援候補者（支援者の見立てがあり、本人に意思がある者）16人。 うち、6人が一般就労継続。3人がA型就労支援事業所利用継続。 ※B型就労支援事業所利用継続2人（B型も含めると成就率68.8%）
		実績	—	46.2	56.3	

## 地域再犯防止推進モデル事業成果報告書（概要版）

**1 事業実施団体名** 長崎県（再委託先：長崎県地域生活定着支援センター）

**2 事業名称** 長崎“やさしい社会”への再犯防止・立ち直り支援事業

### 3 事業内容

#### (1) 実態調査

長崎県地域生活定着支援センターの支援により県内に帰住した出口支援及び入口支援の対象者（293名）について分析。

#### (2) 高齢・障害のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組

高齢者や障害のある人の支援のための官民協働の資源や仕組みを活用した連携モデル（支援スキーム）の構築及び更生保護施設等と福祉・医療等の地域資源を有効活用したパッケージ型の支援体制の構築を目指し、関係機関と連携した支援を実施。

#### (3) 薬物依存のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組

薬物依存自体が精神疾患であることを踏まえ、障害福祉サービスや民間支援団体（長崎ダルク）、保健医療機関、司法機関等が協働し、息長く立ち直りを支援していくための官民協働の連携モデル（支援スキーム）等の構築を目指し、関係機関等の理解を深めるため研修会を実施するとともに、連携体制の構築の支援を実施。

#### (4) 犯罪をした者等の居場所の確保に関する取組

身寄りがいない犯罪をした者等が住居を確保することは容易でないことから、官民協働による連携体制（支援スキーム）の構築を目指すとともに、県居住支援協議会等と連携し居場所の確保に向けた支援を実施。

### 4 得られた成果

#### 【高齢・障害のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組】

高齢者：地域包括支援センターと連携事例（延15件）、地域ケア会議等の開催（延10件）。連携強化のため県内地域包括支援センターの研修で触法高齢者に関する事例検討を実施。

障害のある者：県相談支援専門員協会を介したプランニングを担当する県内各市町の相談支援を依頼（延8件）。

#### 【薬物依存のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組】

依存症のある罪を犯した人への支援の必要性を関係機関等に広く理解してもらうため啓発活動に注力し、被疑者段階・被告人段階・判決という刑事司法手続きの流れの中で、地域生活定着支援センターと保健師が合同で面接を実施。こうした伴走的な関わりは、対象者が「自分一人じゃないと思えるから心強い」と述べる等、明らかな効果を確認。

#### 【犯罪をした者等の居場所の確保に関する取組】

住居確保に向けた居住支援法人との連携（情報提供の依頼）実績は3件。

罪を犯した人の居住支援に必要な要素・課題等を議論する「すまいとくらしの検討委員会」を、令和元年7月に設置し3回開催。貸主側の協力を得て入居を円滑に進めるために、貸主の不安をどう軽減するかを議論し、長崎県内にある資源やサービスを一覧化した「すまいとくらしを支えるQ&A」を作成。活用方法については、今後検討。

## 熊本県地域再犯防止推進モデル事業概要

### —高齢・障がいのある犯罪をした者に対する主に入口支援による再犯防止—

取組 1：犯罪をした高齢、又は障がいのある者等の再犯防止に関する相談支援業務	
事業内容	<p>熊本県地域生活定着支援センター（社会福祉法人 恩賜財団 済生会 支部熊本 済生会）に委託し、検察庁等の依頼に基づき、起訴猶予及び執行猶予等となった者のうち、高齢又は障がいがある福祉的支援が必要な者に対し、本人の同意を得たうえで、住居支援や福祉的支援等のコーディネートや受入施設等に対するフォローアップ支援を実施。</p>
事業スキーム図	
得られた成果	<p>〈支援対象者へのアンケート結果〉</p> <p>相談していなかったら再び犯罪をしていたと思う者の割合 <b>80%</b></p> <p>⇒本事業は再犯防止に有効！</p> <p>実際、支援対象者から再犯者は一人もでていない（令和2年12月現在）。支援対象者は、医療機関の受診、住宅の確保等を支援してくれる「伴走者」を求めている、その存在が再犯の抑止につながったと考察する。</p>
取組 2：主に福祉施設を対象とした講習会	
事業内容	<p>平成30年度に福祉団体や施設にアンケート調査を行った結果、犯罪や非行をした者の受入れのための知識・経験が不足しているという回答が多かったことから、今後受入れの推進を図っていくために、主に福祉団体や施設等を対象とした再犯防止に係る講習会を実施。</p>
得られた成果	<p>〈講習会受講者へのアンケート結果〉</p> <p>受講後に再犯防止に関する関心・理解が深まったと回答した者の割合 <b>97%</b></p> <p>⇒本事業は再犯防止に有効！</p> <p>福祉団体及び福祉施設等が再犯防止への関心・理解を深めることで、福祉サービスの充実や受入施設の開拓につながるため、関係者の知識・経験不足を解消するための講習会は再犯防止の推進に不可欠である。</p>



③対象者;入所者 121人中98人

※H30.11.1 現在で矯正施設に入所中のうち出所後帰郷を希望する方

- ・出所後に希望する勤務先は、建設業 28.5%、飲食・宿泊業 17.5%、サービス業 8%
- ・今後必要な資格は、自動車免許6人、大型特殊免許5人、介護ヘルパー3人、調理師3人など
- ・就労するうえでの悩みや不安については、「受刑者であったことを知られたくない」34%、「必要となる資格や経験、専門知識を持っていない」24.7% など

③対象者;保護観察中 79人中44人回答 H30.11.1 現在で保護観察中の方

- ・現在の就労者は 65.9%で、業種別では建設業 72.4%、サービス業 12.1%、製造業 6.9%
- ・雇用形態は、アルバイト・パート 24.1%、正社員 20.7%、契約社員・日雇い 13.8%

④支援関係機関へのヒアリング調査 支援機関22機関:刑務所・保護観察所・保護司会など

- ・犯歴を開示しないで就職し、何かのきっかけで知れることに悩んでいる。
- ・社会復帰後の就労に対する社会の理解及び就労先の不足や業種の偏り。
- ・協力雇用主が公開する刑余者対象の専用求人が少ない。 など



就労支援事業(令和元年度~2年度)

(1)「社会復帰応援企業求人情報誌」の発行

令和元年 10月 250部      令和2年 2月 470部

令和2年 9月 430部      令和3年 1月 430部

☞ 3人就職(令和3年2月現在)

(2)社会復帰応援「企業セミナー」の実施

令和元年 11月開催      参加企業 22社・参加者 37人

☞ 協力雇用主制度に興味を持った 90%

※令和3年3月 動画(DVD)作成

(3)社会復帰応援「企業説明会・個別面談会」の実施

令和元年 11月・令和2年 2月開催

参加企業 18社・参加者 10人

☞ 2人就職(令和2年7月末現在)

(4)「介護職員初任者研修養成講座」の実施

令和2年1月~2月 全23回開催

参加者3人 全員終了(資格取得済み)



社会復帰応援企業求人情報誌「Change」



介護職員初任者研修養成講座



モデル事業から見えた課題

- (1) 関連機関・協力雇用主等と連携して求人情報の提供を進め、より効果的な支援につなげる必要がある。
- (2) 就労や資格取得に向けた講座の開催や情報の提供が必要。
- (3) 協力雇用主制度の周知と事業者の理解を深め、協力雇用主の登録促進と業種を拡充する必要がある。

## 奄美市再犯防止推進モデル事業概要

### 取組内容

NPO法人奄美青少年支援センター「ゆずり葉の郷」で関わり、無職、保護観察対象など犯罪へ繋がっていくリスクの高い者で奄美市居住者7名を対象とし、対象者のフォローアップとして、家庭訪問などによる「心のよりどころ」を含めた居場所づくりや、学習支援を含めた修学支援及び就労支援、対象者の保護者などとの面接による帰来先の確保などのフォローアップを実施した。

また、対象者が障がい者の場合は、関係機関及び事業所などと連携を図り、障がい者支援施策を活用しながら、一般企業などへの就労や就労移行支援などの訓練に繋げ、対象者の自立を図った。

### 事業スキーム

別紙参照

- 1 本事業対象者7名中5名が就労中
- 2 シンポジウムを開催し、市民への周知を図ることが出来た
- 3 関係機関との情報共有体制が確立できた
- 4 本事業対象者以外の事例についても、関係機関と情報共有し、支援に繋がった
- 5 事業対象者が犯罪を繰り返していない。問題が発生した際にも支援出来る体制が機能している
- 6 他自治体へ転居した対象者が奄美市再犯防止推進委員を通して支援に繋がった
- 7 本事業対象者から市相談員へ頻繁に相談が寄せられるようになった
- 8 専門機関からの協力体制が構築できた
- 9 再犯防止推進会議構成団体を増やすことで、多方面からの支援が期待できるようになった

### 課題

- 1 事業を実施するための対象者及び「ゆずり葉の郷」で関わったフォローアップが必要な青少年の把握に時間がかかった。
- 2 支援の実施に当たり、対象者との関係性の構築や保護者との連絡調整が難航したことにより、同意の取得に至るまでに想定よりも長い時間を要した。
- 3 問題が表面化しにくい事例への支援、障がいを持つ者に対するアセスメントの在り方
- 4 早期発見や予防への取組
- 5 離島特有の問題として、就労や修学の選択肢が少ないことから、本土に出たは戻ってくる者が少なくなく、何度奄美へ戻ってきても受け入れる支援や対象者を支援する者への支援を行う体制づくり
- 6 奄美市だけでなく近隣町村との行政区を超えての連携

# 奄美市更生支援体制図（令和3年度～）

36奄美市

支援方針の決定・連携した支援の提供・支援の進行の状況の確認等  
関係機関が情報を共有し、連携して対応

奄美市（福祉政策課）

養育環境・不登校等に関する相談等  
生活状況や実態把握等を行なうための家庭訪問  
養育困難な状況や虐待等に関する相談  
関係機関との連絡調整  
必要な支援の提供  
障がい児（者）に対する相談支援



司法

鹿児島保護観察所奄美駐在官事務所	北大島保護区保護司会	鹿児島地方検察庁名瀬支部
大島拘置支所	更生保護女性会	鹿児島少年鑑別所
鹿児島県弁護士会	人権擁護委員協議会	

福祉

大島児童相談所	奄美地区障がい者等基幹相談支援センター	奄美市社会福祉協議会
あまみ障害者就業・生活支援センター	民生委員児童委員協議会	鹿児島県社会福祉士会

教育

教育委員会	生活指導連絡協議会	校長会
スクールソーシャルワーカー		

医療

鹿児島県精神保健福祉協会

就労

名瀬公共職業安定所

警察

鹿児島県奄美警察署

役割分担・連携を図りつつ、協働して支援を実施

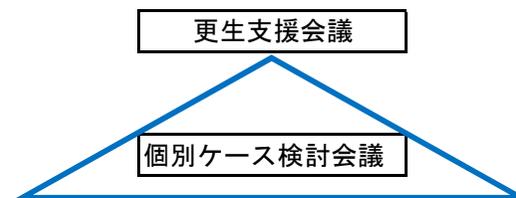


奄美青少年支援センター「ゆずり葉の郷」

※必要に応じ上記以外の機関とも連携する

## 事業の流れ

- 1 対象者の選択（実施主体：委託先NPO）
- ➡ 2 同意書の取得（実施主体：委託先NPO）
- ➡ 3 聞き取り調査（実施主体：委託先NPO）
- ➡ 4 ケース会議（実施主体：奄美市）
- ➡ 5 支援の実施（実施主体：更生支援会構成機関）
- ➡ 6 情報共有（更生支援会議）（実施主体：奄美市）



更生支援会議・・・年1回

個別ケース検討会議・・・必要時随時

